

湯沢市 森林ビジョン Yuzawa City Forest Vision

豊かな森林を未来へ

ひと・まち・森がつながる

林業・木材産業を目指して



目次

第1章 湯沢市森林ビジョンの考え方	1
1-1 湯沢市森林ビジョンの趣旨.....	1
1-1-1 恵み豊かな森林を未来へ.....	1
1-1-2 湯沢市森林ビジョンの目的.....	2
1-1-3 対象とする森林.....	2
1-1-4 森林ビジョンの位置付け.....	2
1-1-5 計画期間.....	2
第2章 森林・林業・木材産業の現状	3
2-1 湯沢市の概要.....	3
2-1-1 土地.....	3
2-1-2 気候.....	3
2-1-3 人口.....	3
2-1-4 産業.....	4
2-1-5 文化財.....	4
2-2 森林環境の現状.....	6
2-2-1 森林の概況.....	6
2-2-2 森林被害の状況.....	10
2-3 林業経営の現状.....	12
2-3-1 森林整備及び素材生産の動向.....	12
2-3-2 林業経営の動向.....	13
2-4 木材産業及び林産物の現状.....	16
2-4-1 木材産業の動向.....	16
第3章 森林・林業に関する市の様々な取組	17
3-1 森林環境保全の実施状況.....	17
3-1-1 森林経営管理制度.....	17
3-1-2 公益的機能別施業森林の設定.....	18
3-1-3 湯沢市未来へつなぐ森づくり事業.....	18
3-1-4 秋田県水と緑の森づくり税事業.....	19
3-2 森林資源の利活用.....	20
3-2-1 湯沢市公共建築物等への木材利用推進に関する基本方針.....	20
3-2-2 湯沢市地域産材活用木造住宅建築促進事業.....	20
3-2-3 東京都港区との協定による市産材の活用促進.....	20
3-2-4 木質バイオマスストーブの導入費・燃料購入費の補助.....	21

3-3 担い手確保に向けた取組.....	21
3-4 ゼロカーボンに向けた取組.....	21
3-5 森林環境の活用.....	22
3-5-1 トレッキングなど新たな森林利用の展開.....	22
3-5-2 ゆざわジオパーク構想に基づくジオツーリズムの展開.....	22
3-5-3 ゆざわ市民の森.....	22
3-5-4 森林ボランティア団体の活動.....	22
第4章 湯沢市の森林・林業の課題	23
4-1 森林・林業の主な課題と施策の方向性.....	23
【課題1】 木材の安定供給体制の構築.....	23
【課題2】 森林空間の活用促進.....	24
【課題3】 公益的機能の維持強化.....	25
第5章 森林ビジョンの基本理念と森づくり方針.....	26
5-1 湯沢市森林ビジョンの基本理念.....	26
5-2 森づくりの基本方針.....	26
5-3 湯沢市のめざす森林の姿.....	27
5-4 施策の体系.....	29
5-5 個別施策.....	30
基本方針Ⅰ 循環する森づくりの個別施策.....	30
基本方針Ⅱ ひととまちが豊かになる森づくり.....	35
基本方針Ⅲ 自然と共生する森づくり.....	38
第6章 森林ビジョンの実施体制	41
6-1 個別施策の推進計画.....	41
6-2 実施体制.....	42
第7章 巻末資料	43
7-1 用語集.....	43

第1章 湯沢市森林ビジョンの考え方

1-1 湯沢市森林ビジョンの趣旨

1-1-1 恵み豊かな森林を未来へ

雄物川流域を支える存在として未来へつなぐ

湯沢市の森林は雄物川の源流域に位置し、地域の農業や市民生活を支える重要な基盤です。近年、気候変動の影響により、大雨や渇水といった極端な気象現象が頻発している中、森林は二酸化炭素を吸収するだけでなく、土砂災害防止や水源のかん養といった多面的な機能を果たしており、その価値は今後さらに高まるものと考えられます。

「湯沢市の森林の価値」を市民全体で共有し、豊かな森林の姿で未来につなぎます。



持続的な森林管理を実現する



森林を豊かな姿にするためには、長期間にわたり適切に維持管理していくことが不可欠です。しかし、これまで湯沢市の森林を守り育ててきた林業は、人口減少が進む中で、担い手の確保や安定した林業経営の維持といった問題に直面しています。

森林の適切な維持管理を進めていくために、林業だけでなく観光や教育など多様な関係者や市民が協力し、新たな手法を取り入れながら、持続可能な森林管理を実現します。

1-1-2 湯沢市森林ビジョンの目的

森林整備や森林の利活用について、長期的な視点に立ち効果的な取組を進めていくことを目的に、森づくりの基本理念や進むべき方向性を示した森林・林業に関する総合的な計画として「湯沢市森林ビジョン」を策定・公表します。

1-1-3 対象とする森林

市内民有林32,879 ha（令和7年4月1日現在）

1-1-4 森林ビジョンの位置付け

本ビジョンは、上位計画である「湯沢市総合振興計画」および「湯沢市総合戦略」に基づき、森林・林業分野に関する総合的な計画として位置づけています。国や県の各種計画との整合を図るとともに、関連する分野の計画とも連携し、長期的な視点に立って施策を一体的に推進していきます。

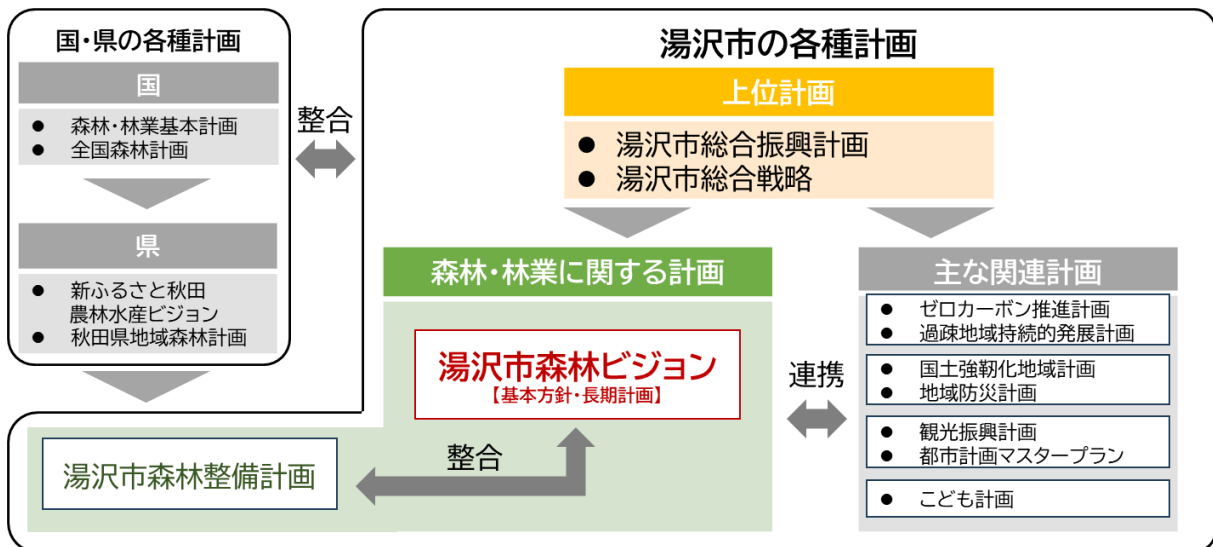


図1 湯沢市森林ビジョンの位置づけ

1-1-5 計画期間

本ビジョンは100年先の本市の森林・林業の目指すべき将来像を見据え、その実現に向けた取組の第1段階として位置付けるものです。今後25年を第1期計画期間とし、将来像の実現に向けた基盤形成期間として段階的に施策を推進していきます。また、5年ごとに進捗評価と計画の見直しを行い、社会情勢や森林を取り巻く状況の変化に柔軟に対応します。

表1 湯沢市森林ビジョンの計画期間

期間区分	計画期間
第1期	2026（令和8）年4月1日～2051（令和33）年3月31日
第2期	2051（令和33）年4月1日～2076（令和58）年3月31日
第3期	2076（令和58）年4月1日～2101（令和83）年3月31日
第4期	2101（令和83）年4月1日～2126（令和108）年3月31日

第2章 森林・林業・木材産業の現状

2-1 湯沢市の概要

2-1-1 土地

本市の約80%は森林で、東から南にかけての奥羽山脈と西方の出羽丘陵に囲まれています。また、本市に源流がある雄物川は県内最大の流域面積を誇り、この川の恵みを受ける下流域では、県内有数の米どころが広がっています。

また、県境付近の西栗駒一帯は、栗駒国定公園に指定されており、雄大な自然林を有するほか、豊富な温泉資源や地熱等の自然エネルギー資源にも恵まれています。

2-1-2 気候

本市の気候は、夏と冬の気温差が大きい内陸性気候です。冬は雪が多く、市街地では1m、山に近い地域では2m近く積もることもあり、雪の期間は100日以上にも及ぶ豪雪地帯となっています。一方で、春には桜、秋には紅葉と、四季の変化がはっきりしており、美しい景色や、雪を活かしたスキー場は、観光資源として大切な役割を果たしています。



図2 稲川スキー場「スベロッタ」¹

2-1-3 人口

本市の総人口は、昭和30年代から減少し続けています。平成12年以降は人口減少が加速し、現在も歯止めがかからない状況にあります。

年齢構成をみると、若い世代は大きく減り、高齢者の割合は急速に増えています。こうした少子高齢化は、今後さらに進むと考えられます。

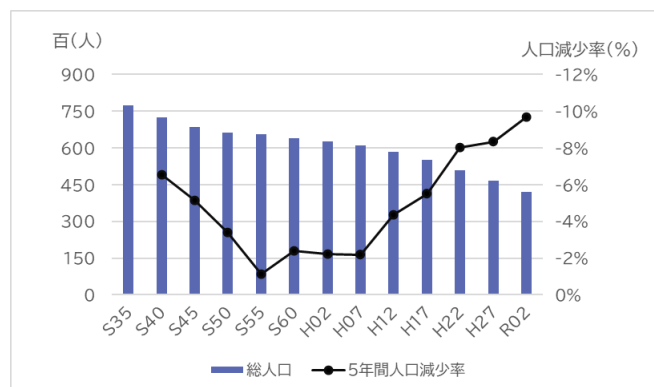


図3 本市の総人口及び5年間人口減少率の推移²

¹ 出典：湯沢市観光物産協会「秋田湯沢の観光 Navi」

² 出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」より作成

2-1-4 産業

本市の産業は、稲作や畑作を中心とした農業、稲庭うどん・清酒・漆器・仏壇等に代表される製造業などが主要です。製造業のうち川連漆器や川連こけし、秋田仏壇は、良質な地元の木材を活用しながら発展してきた本市が誇る伝統的工芸品です。

林業従事者を含む第1次産業の就業者数は市内の約12%で、製造業や建設業などの第2次産業や第3次産業と比較すると低い割合となっています。

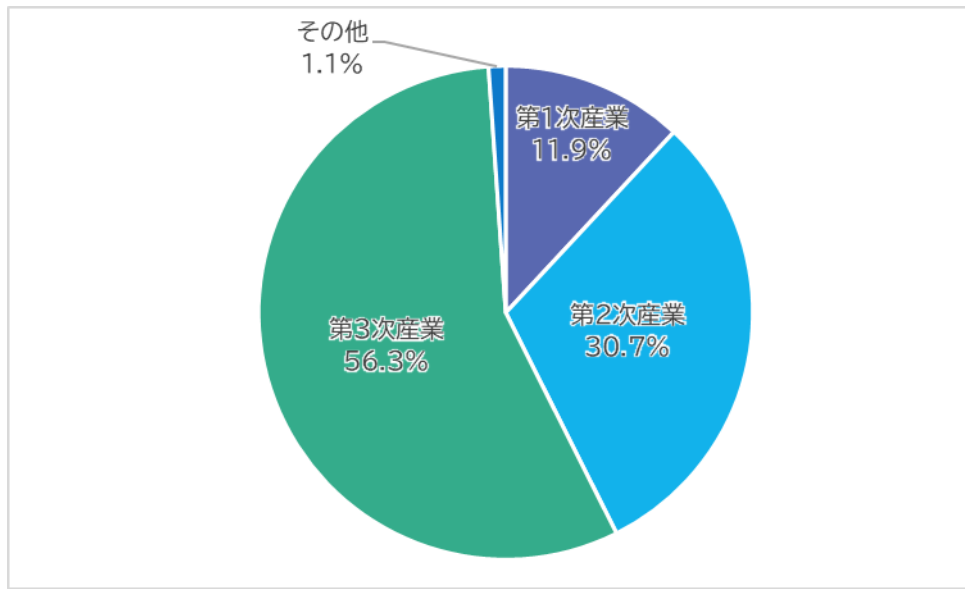


図4 本市の産業別就業者数（15歳以上）³

2-1-5 文化財

2-1-5-1 遺跡・埋蔵文化財

本市には多くの文化財があります。令和3年度末時点で、国・県・市によって指定された指定文化財は149件あり、遺跡や植物などが含まれています。さらに、調査や市民の意見をもとに確認された未指定文化財も多数あり、旧石器時代の遺跡や中世の城跡など、歴史的に貴重なものが含まれています。

こうした遺跡は山間部にあることも多く、本市の文化財を守るためには、森林整備に伴う土木工事などを行う際、十分な配慮をしながら進めることが重要です。



図5 松岡経塚遺跡⁴

³ 出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」より作成

⁴ 出典：湯沢市 HP 「湯沢市の文化財」

2-1-5-2 天然記念物

栗駒山周辺にはブナ林などの原生自然が残り、クマゲラやイヌワシなど希少動物が生息しています。本市では森林生態系に加え、県指定の天然記念物であるコケ沼湿原植物群落や、虎毛山山頂湿原、田代沼、雄物川など多様な生態系が維持されています。さらに、市内の国有林の一部は「雄勝峠スギ希少個体群保護林」や「田代沼水生希少個体群保護林」に設定されています。



図6 雄勝峠スギ希少個体群（旧植物群落）保護林⁵

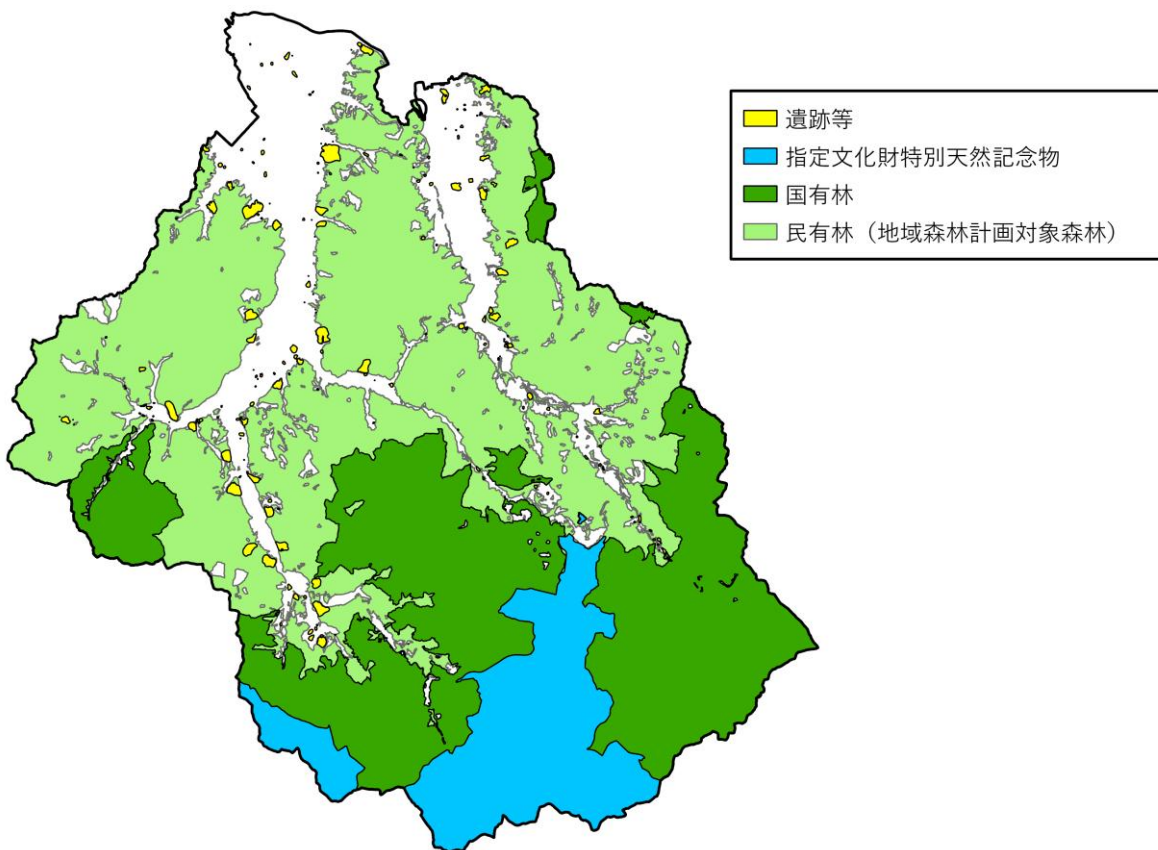


図7 湯沢市指定文化財分布図

⁵ 出典：林野庁東北森林管理局ホームページ
(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/yuzawa/attach/attach/pdf/hogorin_midorinokairou-1.pdf)

2-2 森林環境の現状

2-2-1 森林の概況

2-2-1-1 本市の森林分布

本市の林野面積は総面積の約80%を占めています。その内の49%は国有林が占めており、全国平均と比較するとやや高い割合となっているのが特徴です。国有林は主に標高700mを超える山地で、その大部分が栗駒国定公園に指定されています。一方、民有林は51%を占めており主に林業の生産地や市民の憩いの場となっています。

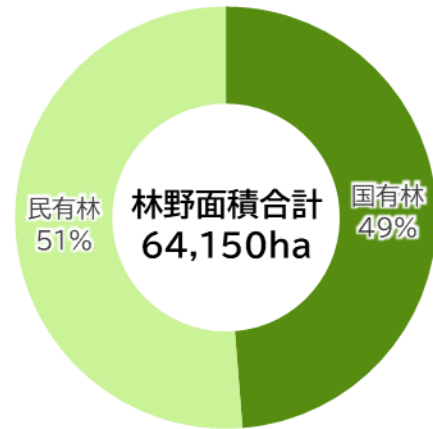


図8 本市の保有形態別林野面積⁶

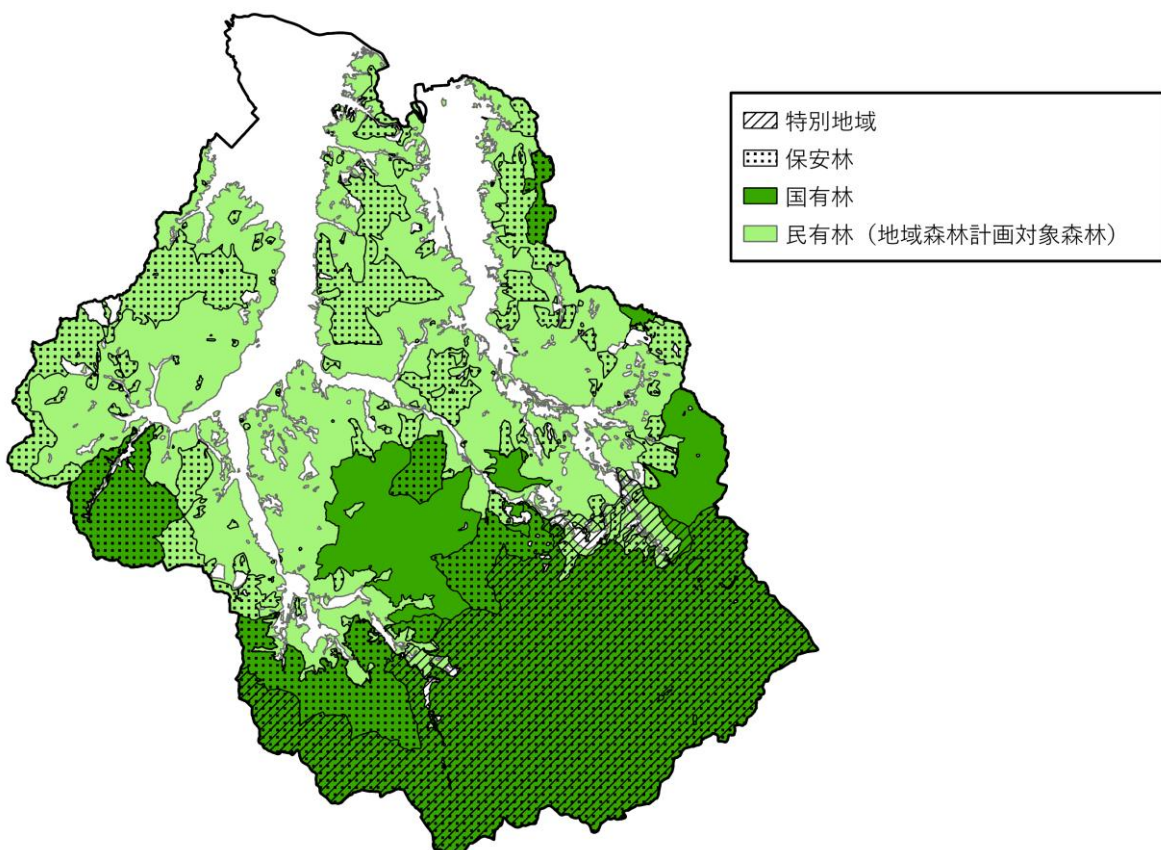


図9 本市の森林分布

⁶ 湯沢市森林整備計画書(令和7年4月1日樹立)より作成

2-2-1-2 民有林の現況

民有林のうち、人工林は14,971ha（約46％）で、うち95％以上をスギが占めています。また、天然林は17,648ha⁷（約54％）で大半が広葉樹林です。人工林の齢級構成（図10）を見ると、10齢級（46年生から50年生）以上が約78％を占めており、1齢級から4齢級（1年生から20年生）の若齢林はわずか約1％にとどまっています。本市では、スギの標準伐期齢を50年（水源かん養機能維持増進森林の場合は60年）としており、スギ林は本格的な収穫・利用期を迎えていると言えます。

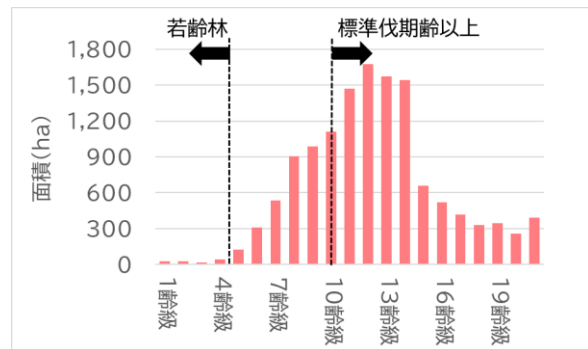


図10 本市の民有林人工林の齢級構成（1齢級とは5年間を指す）⁸

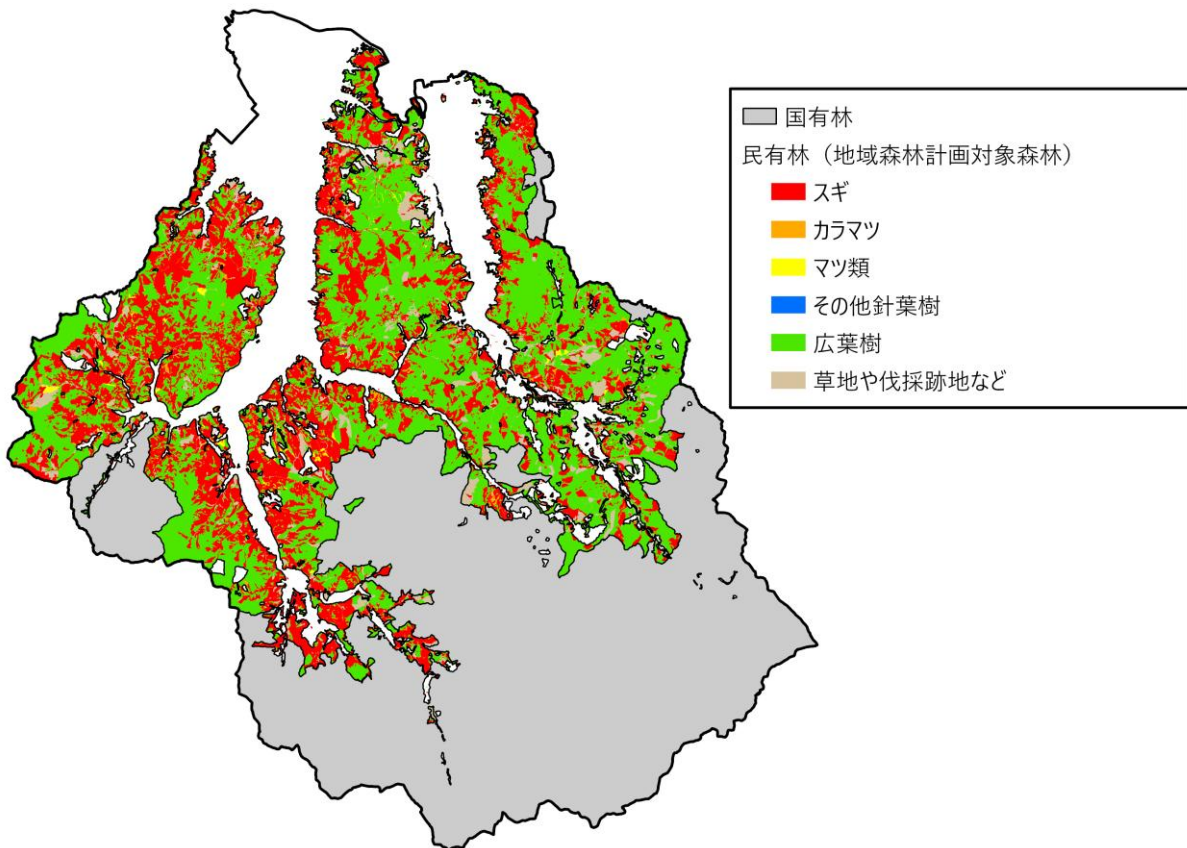


図11 林相区分別分布図⁹

⁷ 湯沢市森林整備計画書(令和7年4月1日樹立)より

⁸ 出典:湯沢市「令和5年度湯沢市森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務」成果および令和5年度時点森林簿の齢級より作成

⁹ 出典:湯沢市「令和5年度湯沢市森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務 報告書」

2-2-1-3 高精度な解析データからみた市の森林の姿

本市では、森林管理の推進と今後の森林施業集約化等の基礎資料として、民有林を対象とした森林航空レーザ計測及び森林資源解析を実施しました。この取組の中では、最新の航空写真を使用した樹種判読、材積や胸高直径、地表面の高さデータに基づく傾斜地の分布等、林業経営に関わる様々な情報を整理しています。

本市のめざす森林の姿を検討するため、これら高精度なデータから森林の「施業効果（森林の樹種や材積、森林のまとまり）」と「施業の容易性（傾斜や一般道・林道からの距離）」を評価し、主に4つのエリアに区分しました。また、中でも市街地や道路などの生活と密接した森林は緩衝帯の候補エリア¹⁰に区分しました。

このような、森林が持つ公益的機能や利用目的、リスク等に応じて森林を区分することを森林ゾーニングといいます。

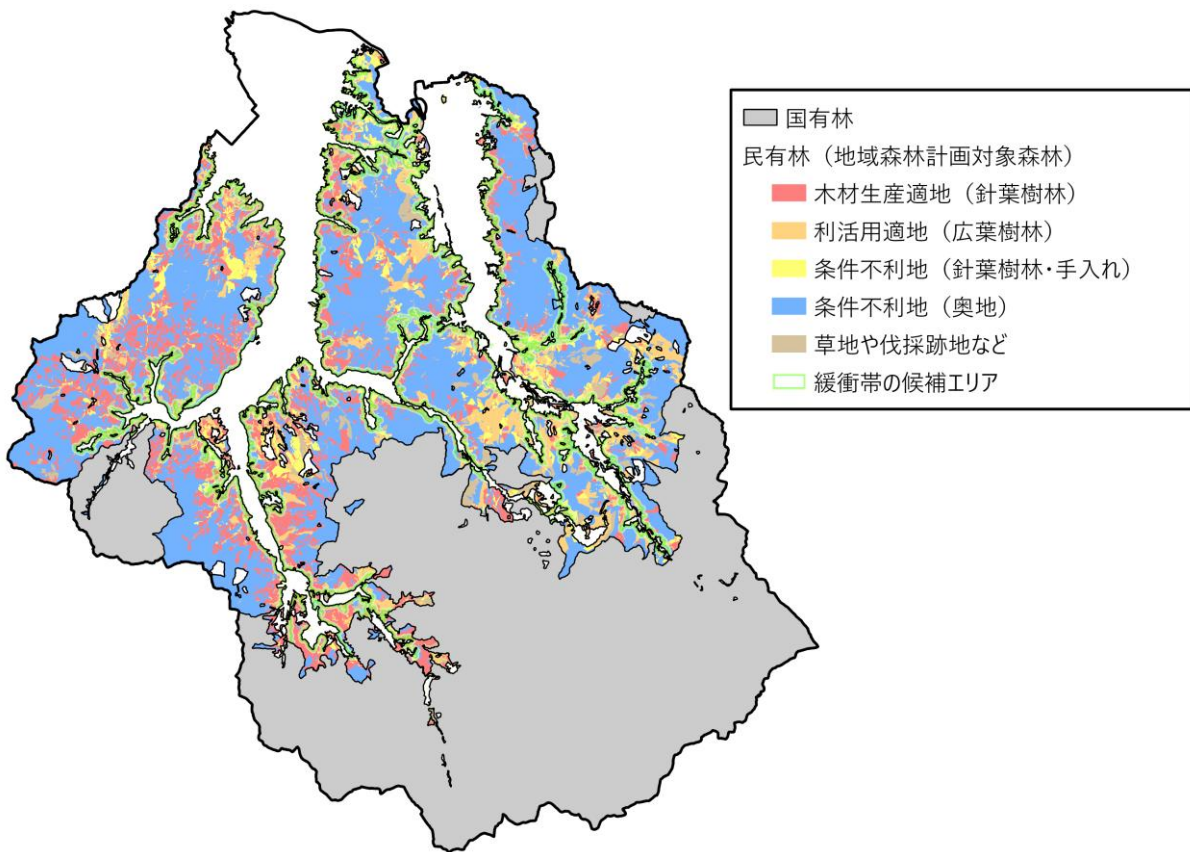


図12 民有林の森林ゾーニング図（令和5年度末時点）¹¹

¹⁰ 市街地や主要な道路から約100 m の範囲にある森林とした

¹¹ 湯沢市「令和5年度湯沢市森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務 報告書」成果データに基づくゾーニングを実施

ゾーニングした結果を分析したところ、以下の現況が明らかになりました。

スギ等の針葉樹林では、道から近くアクセスが良好で材積の豊富な「木材生産適地」と、道から遠くアクセスしにくいものの一定の材積量が期待できる「準木材生産適地」が6割を占めています。

残りの4割の針葉樹林は、道から離れた奥山や傾斜がきつく立入りが難しい森林、まとまりがなく集約的な管理が難しい森林です。こうした森林で林業を行う場合、作業員の立入や伐採した木の搬出に多くの労力が必要になり、作業の危険性も高まるため「条件不利地」としました。

表2 針葉樹林のゾーニング結果（令和5年度時点）

ゾーニング区分	面積割合 (%)	面積 (ha)	うち、緩衝帯の候補エリア (ha)	材積 (m ³)
A 木材生産適地	28	3,727	1,256	2,468,509
B 準木材生産適地	32	4,293	514	2,625,127
C 条件不利地 (定期的な手入れ)	16	2,071	450	606,470
D 条件不利地 (防災対策)	24	3,216	172	799,052

一方、広葉樹林では、豊かな森が育ち道から近く傾斜が緩やかな地域（1割未満）を木材利用での「利活用適地」と区分しました。さらに、約2割は教育やレクリエーションの場としての「利活用適地」として期待されます。残る約8割の広葉樹林は傾斜がきつく立入りが難しい「条件不利地」と区分されました。

表3 広葉樹林のゾーニング結果（令和5年度時点）

ゾーニング区分	面積割合 (%)	面積 (ha)	うち、緩衝帯の候補エリア (ha)
A 利活用適地①（木材利用）	3	529	153
B 条件不利地（奥地・景観管理）	9	1,592	126
C 利活用適地②（教育・レク利用）	19	3,455	782
D 条件不利地（奥地・防災対策）	69	12,648	803

第5章「5-3 湯沢市のめざす森林の姿」では、このような客観的なデータから明らかになった森林の現状をふまえて、本市の森林の将来像を描いています。

2-2-2 森林被害の状況

2-2-2-1 鳥獣被害の状況

令和4年度の本市の鳥獣被害は約26ha、1,446千円に達し、特にイノシシによる被害が多く発生しました。農作物では野菜や果樹が中心で、樹体への被害も確認されています。

また、ツキノワグマは中山間地域全域で出没が確認されており、令和7年度には市街地でのツキノワグマの目撃件数が急増し、人身被害も発生しました。

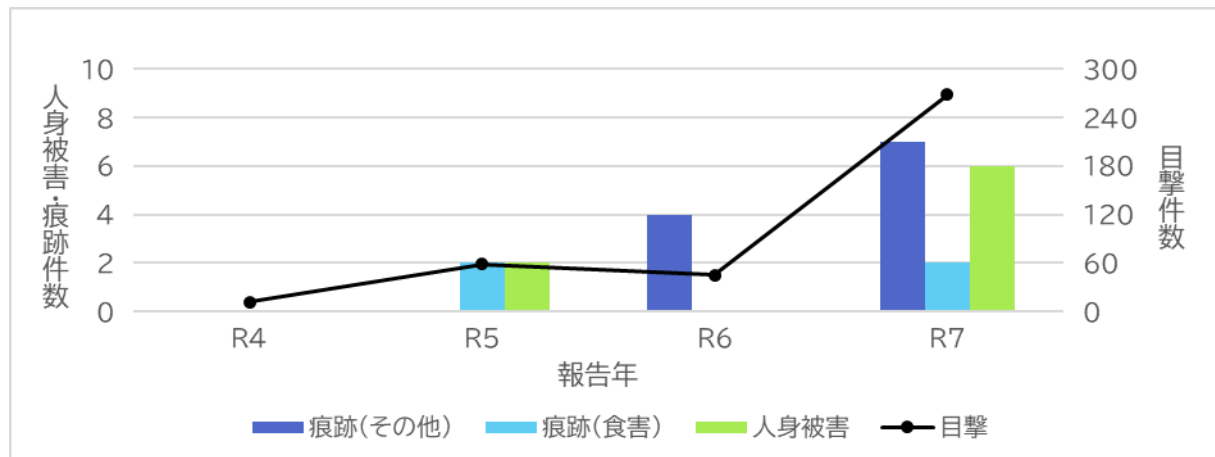


図13 本市のツキノワグマ目撃件数¹²

2-2-2-2 ナラ枯れ被害の状況

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシという昆虫によって媒介される菌により、ナラ類が急速に枯れる現象です。市内のナラ枯れの被害は令和2年の約10,000本/年をピークに減少していましたが、近年では再びわずかに増加傾向がみられます。

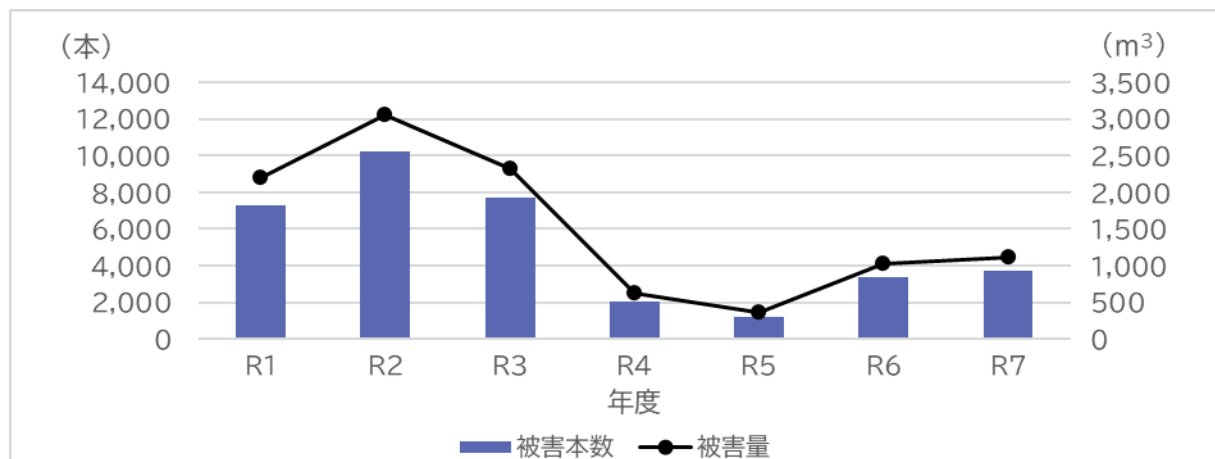


図14 本市のナラ枯れ被害量¹³

¹² 出典:秋田県「ツキノワグマ等情報マップシステム【クマダス】」(<https://kumadas.net/>)の2022年1月から2025年12月より作成

¹³ 秋田県統計データより作成

2-2-2-3 山地災害の状況

秋田県が、平成28・29年度に県内の民有林を対象に行った調査では、本市の民有林約2,200haが「山地災害危険地区」に指定されました。山地災害危険地区とは、地形や地質、森林の状態などから見て、山地災害が起きた場合に人家や公共施設に被害を与えるおそれがある場所のことです。本市では、災害の予防および復旧を図るため、必要な事項を県に要望し、その要望に基づき治山事業が進められています。令和元年以降は、12地区で治山ダム等の施設が整備されています。



中山地区（湯沢地域）



館堀林地区（雄勝地域）

図15 治山事業（施工後）

治山事業種	番号	地区
治山ダム	1	真木ノ沢地区（湯沢地域）
	2	関沢地区（稲川地域）
	3	牧野沢地区（湯沢地域）
	4	角間沢地区（稲川地域）
	5	鹿野滝沢地区（稲川地域）
	6	平林地区（稲川地域）
	7	中山地区（湯沢地域）
	8	板沢地区（皆瀬地域）
	9	白沢地区（皆瀬地域）
	10	貝沼地区（皆瀬地域）
山腹	11	柵内沢山地区（湯沢地域）
	12	館堀林地区（雄勝地域）
水路	13	中泊山地区（湯沢地域）

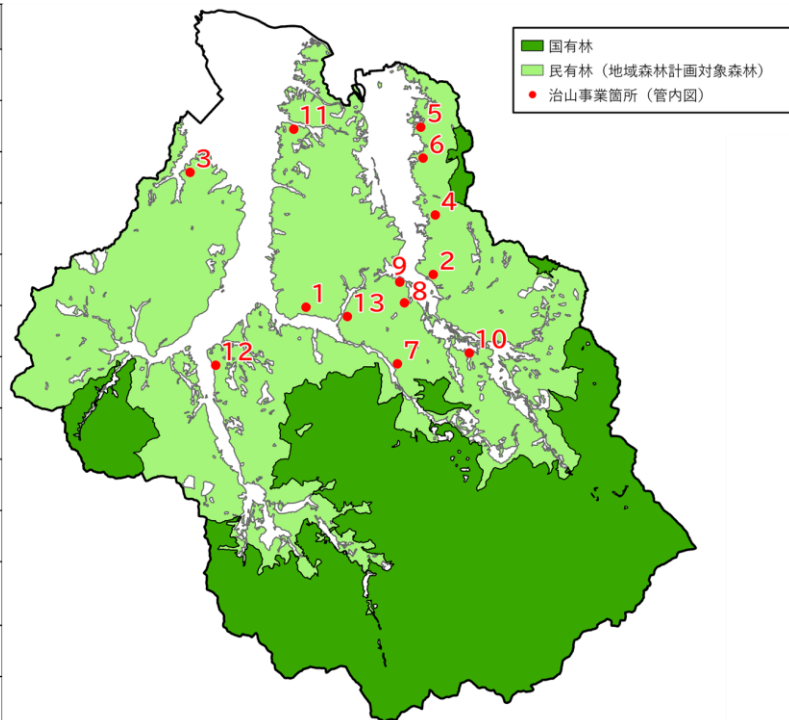


図16 治山事業位置図

2-3 林業経営の現状

2-3-1 森林整備及び素材生産の動向

2-3-1-1 主伐・間伐・再造林の状況

本市の平成30年度から令和5年度の6年間における森林整備面積の推移をみると、主伐、間伐、造林はいずれも安定した施業量が確保されています。年間あたりの平均施業面積は、主伐61.4 ha、間伐176.7 ha、造林22.0 ha となり、近年は間伐主体の森林整備となっていることが分かります。

また、再造林率は30%から40%程度で推移しています。今後、健全な森林を維持していくためには再造林率を上げていく必要があります。

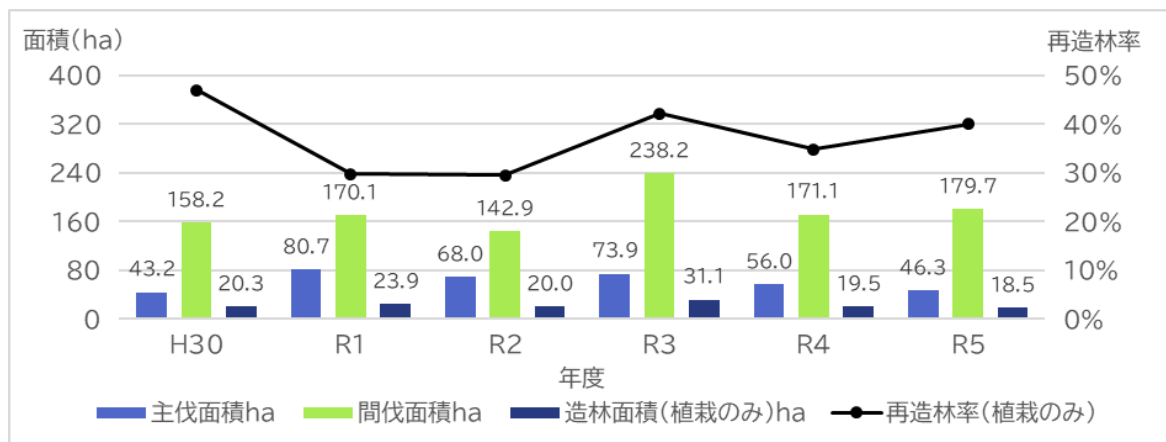


図17 森林整備面積の推移¹⁴

2-3-1-2 路網整備の状況

林道や林業専用道といった路網は、森林整備や木材搬出を効率的に行うために不可欠な基盤です。本市の私有林内の路網密度は、林道と公道をあわせて13.4m/ha であり、秋田県全体の平均である17.7m/ha よりやや低い状況にあります。



立浪宝山線



第3大清水線

図18 市内の林業専用道の例

¹⁴ 出典:市内の森林法第10条伐採届(令和6年11月時点)、湯沢市有林森林経営計画(令和7年3月時点)および秋田県森林簿(令和6年3月時点)より作成

2-3-2 林業経営の動向

2-3-2-1 林業労働力

市内の林業経営者は、保有する山林の面積が10ha未満の小規模経営体が約3割を占めています（令和2年度時点）。一方で、100ha以上の大規模経営体も約2割あり、規模の二極化が進んでいます。平成27（2015）年以降の5年間で経営体数は半減し、特に3haから20haの比較的小規模な経営体の減少が顕著です。さらに、令和6年度時点の市内の林業経営者数は14団体となっています。

一方、林業経営者へのヒアリング調査では、多くの経営体が「現在の事業規模を維持あるいは拡大したい」と回答しており、積極的に林業経営に取り組んでいます。

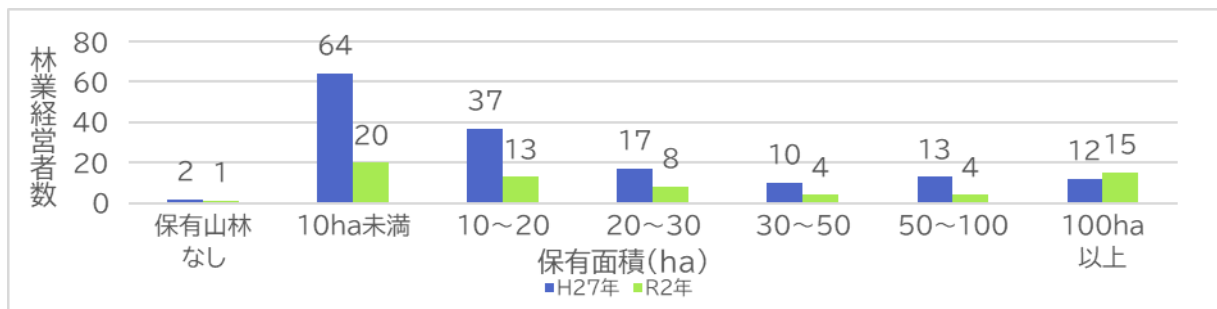


図19 本市における保有山地面積規模別経営体数¹⁵

また、本市の林業就業者数は平成27年以降にわずかに増加したものの、ほぼ横ばいです。林業経営者へのヒアリング調査によると、大規模な経営体では安定した労働力を確保できていますが、多くの小規模経営体では担い手不足が大きな課題となっています。

年齢別でみると、50歳から64歳が大きく減少していますが、20歳から49歳の若手は増えています。令和6年度時点の常雇用の割合は約60%で、今後も新規雇用の意向があることから安定した雇用体制が整ってきています。

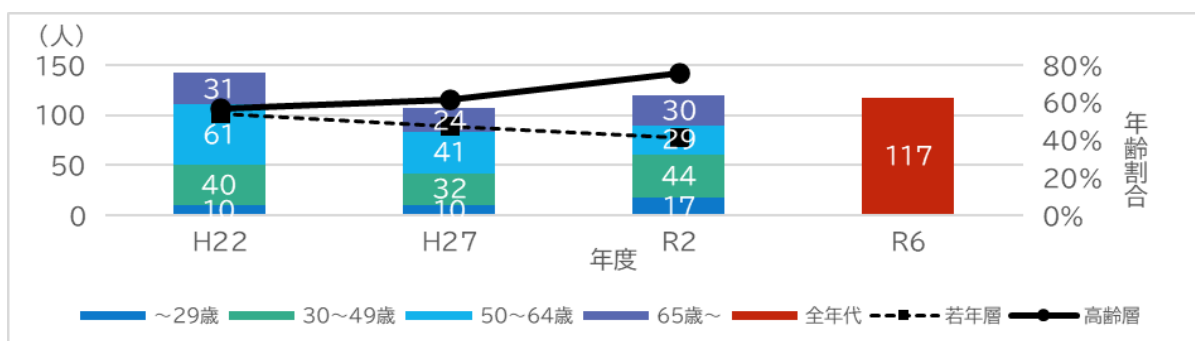


図20 本市における年齢別林業就業者数（15歳以上）¹⁶

¹⁵ 出典：農林水産省「2015年農林業センサス」「2020年農林業センサス」より作成

¹⁶ 出典：H22からR2は総務省統計局「平成22年国勢調査」「平成27年国勢調査」「令和2年国勢調査」の林業就業者数より、R6は秋田県統計データの林業従事者数より作成。

2-3-2-2 「秋田県意欲と能力のある林業経営者」の登録状況

「秋田県意欲と能力のある林業経営者」とは、森林経営管理制度において森林所有者が今後の森林経営を市町村に委託を希望する場合、その森林の経営管理を担う権利（経営管理実施権）を得たいと考える林業経営者のことです。登録されるためには、生産性の向上や再造林の実施、林業従事者の雇用管理の改善など、一定の基準を満たす必要があります。

令和7年10月2日現在、秋田県では75社の林業経営者が登録されており、本市に所在地がある会社は2社です。また、他の市町村にある会社で、本市の森林の経営管理実施権を希望している会社は12社あります。

2-3-2-3 高性能林業機械の導入状況

高性能林業機械とは、チェーンソーや刈払機など従来の機械よりも作業効率が高く、体への負担を減らせる林業用の機械です。林道整備とあわせて導入することで、木材の生産コストを下げ、作業を効率化できます。全国で導入が進んでおり秋田県でも台数が増えています。

本市で林業活動を行っている7事業者へのアンケート調査によると、伐倒から造材までの一連作業を行うことができるハーベスタや、伐採した木材を集積所まで運搬するフォワーダ（6から7t積み）等が多く所有されており、市内でも高性能林業機械の導入が進んでいます。

<p>フェラーバンチャ(伐倒・集積) 立木を伐採(フェリング)し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積(バンチング)する自走式機械。チェーンソーに代わり、最も危険な伐倒作業を担う。</p>		
<p>ハーベスタ(伐倒・枝払い・玉切り・集積) 従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。</p>		
<p>プロセッサ(枝払い・玉切り) 林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。</p>		
<p>フォワーダ(集材) 玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。</p>		

図21 主な高性能林業機械の機種¹⁷

¹⁷ 参照: 林野庁ホームページ(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/kikai/kikai.html>)

2-3-2-4 木材販売先

市内の4事業体へのアンケート調査によると、生産した木材の約3割が本市内の製材所や自社内で加工されています。そのうち8割はバイオマス用として販売されています。

また、生産した木材の7割は主に製材用または合板用として県内および隣接県の製材所に販売されています。

県内では令和6年に国内木材加工メーカー最大手企業の大規模製材工場が県内で稼働を開始しており、秋田スギを中心とした県産材の供給力向上が期待されています。また、一般的に加工機械の制約等により取り扱いが限られる大径木についても、令和元年に大径材を効率よく製材できる工場が県内で稼働を開始しています。一方、林業経営者へのヒアリング調査によると、こうした大規模製材工場までの輸送コストが高いため、現状では本市から原木の供給はあまり行われていません。

このほか、令和8年の稼働開始を目指し、本市と横手市で木質バイオマス発電所の建設が進められており、今後はこうした新たな需要の拡大も見込まれています。

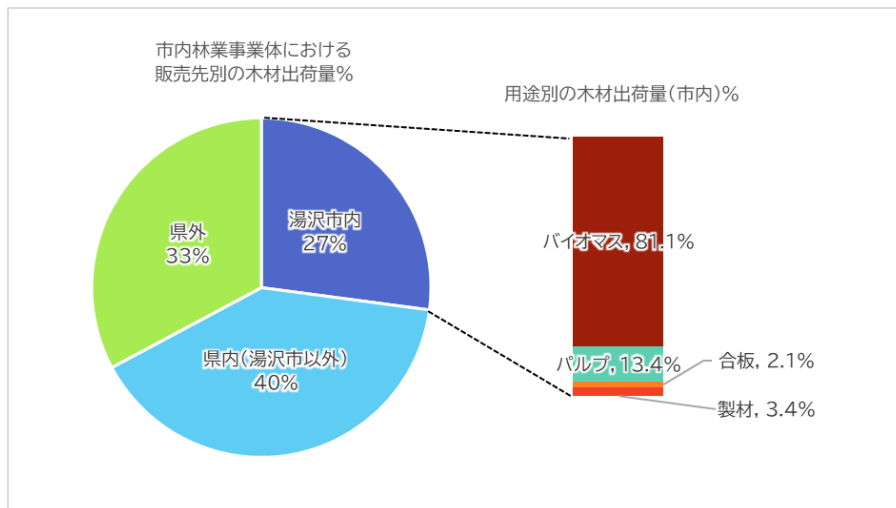


図22 本市における木材販売先（アンケートより）¹⁸



ハーベスタ



グラップル付きフォワーダ

図23 市内で稼働する高性能林業機械

¹⁸ 有効回答数4事業体。

2-4 木材産業及び林産物の現状

2-4-1 木材産業の動向

2-4-1-1 木材加工業者の動向

市内では、主に2つの事業者が製材および合板、パルプ、バイオマス等の木材加工を行っています。しかし、前述のとおり市内で生産された木材の約7割は市外で加工されています。

市産材を扱う木材加工事業者を対象としたアンケート調査では、主な原木調達先は秋田県内（約63%）であり、次いで北海道、青森県となりました。また、主に使用されている樹種は、カラマツが全体の約58%を占め、次いでスギが約35%となっています。製材品は地元の工務店、合板などは建材メーカーや住宅メーカーへと出荷されています。

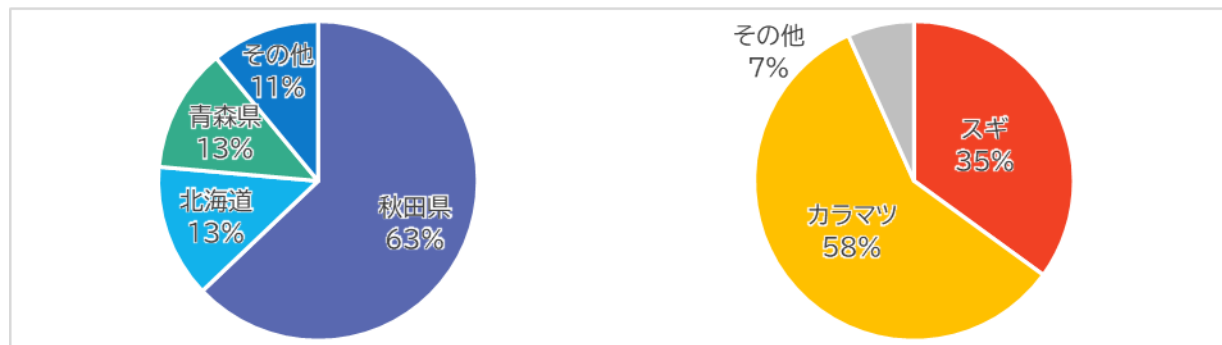


図24 市産材を扱う主な木材加工業者の原木調達先割合（左）および調達樹種割合（右）¹⁹

2-4-1-2 木材・木製品製造業の動向

本市では、「木材・木製品製造業（家具を除く）」を営む事業所数は、近年5事業所前後で推移しています。一方、「家具・装備品製造業」は令和2年以降、事業所数・従業者数ともに増加傾向にあり、事業所数は令和元年と比較して令和4年には2倍に増加しています。

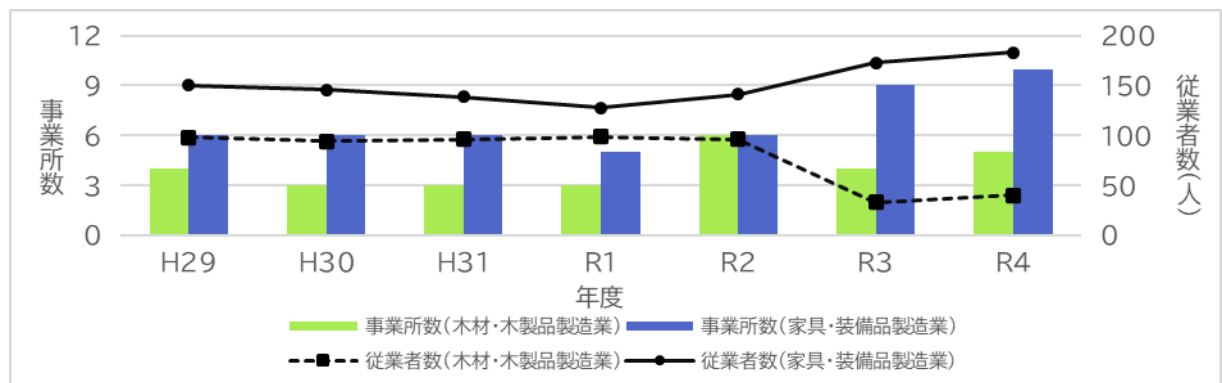


図25 本市の木材関連産業の動向²⁰

¹⁹ 林業事業者アンケート調査3事業者の回答より作成

²⁰ 出典：経済産業省「2017年工業統計」「2018年工業統計」「2019年工業統計」「2020年工業統計」「令和3年経済センサス活動調査」「2022年経済構造実態調査」「2023年経済構造実態調査」より作成。

第3章 森林・林業に関する市の様々な取組

3-1 森林環境保全の実施状況

3-1-1 森林経営管理制度

森林経営管理制度とは、管理が十分に行われていない森林について、森林所有者の意向を確認したうえで、民間の林業経営者に委託、あるいは市町村が公的に管理することで、森林を適切に維持・管理していくための制度です。

本市では、森林所有者の高齢化や転居等により所有者不明森林が約23%に達しており、森林経営や管理への関心が低下していると考えられます。こうした背景から、森林の境界が不明な森林も増加しており、森林の有効活用を妨げる大きな要因となっています。このため、まず森林所有者や境界などの情報を調査・収集したうえで、森林所有者の森林経営や管理の意向の確認を進めています。



図26 本市における森林経営管理制度の概要

森林環境譲与税について

森林環境譲与税は、国が集めた森林環境税の財源を都道府県や市町村に譲与するしくみです。地域ごとの森林整備や人材育成、木材利用の促進などに自由度高く活用でき、森を守る取組を支える大切な財源となっています。

2019（令和元）年度から自治体への配分が始まり、地域の森づくりを後押しする制度として全国で活用が広がっています。

本市に対する森林環境譲与税交付額は初年度（令和元年度）の26,444千円から段階的に増額され、令和6年度は100,940千円が譲与されました。

森林環境譲与税は、主に森林航空レーザ計測や資源解析、意向調査など森林経営管理制度関連の事業に多く充てられ、森林の整備やその促進に関する施策にも活用してきました。

今後も森林整備活動への支援や木材利用の促進・普及啓発等に活用する予定です。

3-1-2 公益的機能別施業森林の設定

本市では、森林の役割に応じて5つの区域を設定し、それぞれの施業方針を定めています。本市の森林は水源として重要な役割を果たしていることから、約9割を「水源かん養機能維持増進森林」として市が指定しています。このような森林では、水源かん養の機能が十分に発揮されるよう、下層植生や樹木の根の発達を妨げないよう留意することや、伐期を標準より10年長くするなどの方針が定められています。

表4 森林の5つの区域

森林の区域	森林の機能
水源かん養機能維持増進森林	水を蓄える働きを高めるための森林
山地災害防止等機能維持増進森林	土砂災害や土壌流出を防ぐための森林
快適環境形成維持増進森林	住みやすい環境をつくるための森林
保健文化等機能維持増進森林	健康やレクリエーション、文化に役立つ森林
木材等生産機能維持増進森林	木材を生産するための森林

3-1-3 湯沢市未来へつなぐ森づくり事業

皆伐後の再造林不足や林齢の偏りを改善し、森林の公益的機能を維持するために、森林整備への補助制度を実施しています。植栽、下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐への支援のほか、林業経営者による人工林集約化への支援など、森林資源の循環利用と健全な森づくりを推進しています。

間伐の効果について

木々の隙間が生まれ林床に光が入ることで下層植生が育ち、風害や土砂災害に強い森林になります。また、残った木の成長が促され、幹や根が太くなり高品質な木材生産にもつながります。



間伐前



間伐後

図 27 保育間伐の実施前後の比較

3-1-4 秋田県水と緑の森づくり税事業

秋田県では、平成20年度から「秋田県水と緑の森づくり税」を創設し、森林環境保全や県民の森づくり活動の促進等の様々な事業に活用しています。

本市においても、同事業を活用し、クマの出没抑制を図るための緩衝帯の整備や小学生を対象とした「森の学校」、市民が森林に触れ合うための遊歩道の整備や公共施設への木製品整備等を行っています。また、市民ボランティア等が行う森づくり活動にも活用されています。

表5 秋田県水と緑の森づくり税事業の本市での活用実績

事業区分	実施内容	実施年度								実績（累計）	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
豊かな里山林整備事業	広葉樹林再生事業	皆瀬地区（横平、新処、黒森沢）で広葉樹を植栽、保育	-	○	○	○	○	-	○	-	3.42ha
安全・安心な森整備事業	緩衝帯等整備事業	クマやイノシシ被害の未然防止のための緩衝帯を整備	○	○	○	○	○	○	○	○	85か所 407.48ha
	マツ林・ナラ林等景観向上事業	病虫害の被害木の伐採	○	○	○	○	○	○	○	○	マツ：126.34ha 2,996.4m ³ ナラ：335.30ha 15,252.88m ³
森や木とのふれあい空間整備事業	ふれあいの森整備事業	案内板・ベンチ・遊歩道等の設置補修、新規植栽・除伐等 ・湯沢市民の森 ・とことん山森林公園 ・稲庭城ふれあいの森			○	○	○	○	○	○	3施設
	木育空間整備事業	木のおもちゃ、木製玩具、木製什器等の整備 ・道の駅おがち小町の郷 ・院内地区センター ・とことん山青年の家 ・湯沢駅観光案内施設 ・雄勝スポーツセンター ・湯沢市緑風荘	○	○	○	○	○			○	6施設
県民参加の森づくり事業	森林ボランティア活動支援	森林ボランティア団体の活動を支援	○	○	○	○	○	○	○	○	13回
	森づくり県民提案	任意団体・市民グループ等の森づくり活動を支援	○	○	○	○	○	○		○	14回
	市町村等の森づくり活動支援	小学校を対象とした林業体験 市民を対象とした里山遊び体験	○	○		○	○	○	○	○	小学校向け：212人 (1校) 市民向け：親子18組 一般25名
森林環境教育推進事業	森林環境学習活動支援	小中学校における環境教育活動の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9回(2校)



図28 木育空間整備事業の事例

3-2 森林資源の利活用

3-2-1 湯沢市公共建築物等への木材利用推進に関する基本方針

本市では、秋田県が定めた「あきた県産材利用推進方針」に沿って、公共の建物などで地元の木材を使う取組を進めています。そのため、平成24年度から「湯沢市公共建築物等への木材利用推進に関する基本方針」を策定し、実施しています。



皆瀬庁舎（内装）



ふるさとふれあいセンター

図29 地元産材を利用した市内の公共施設

3-2-2 湯沢市地域産材活用木造住宅建築促進事業

こうした公共の建物だけでなく、一般の住宅にも地元の木材を使ってもらうため、地域産材（市内の森林から伐採した木材）を活用した住宅を建築する際などに、地域産材の経費の一部を補助しています。令和6年度は同事業により41m³の地元産材が使用されています。

表6 地域産材活用木造住宅建築促進事業による木材使用量

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
木材使用量	95m ³	90m ³	132m ³	81m ³	5m ³	41m ³	444 m ³

3-2-3 東京都港区との協定による市産材の活用促進

本市では平成25年11月に、東京都港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を結びました。「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」は、港区内での国産材を利用することで、協定自治体の森林整備が進み、二酸化炭素の吸収量や固定量を増やすことを目的としています。湯沢市産材（協定木材）を扱う事業者は5社（令和6年12月現在）です。



図30 内装に湯沢市産材を利用したカフェ²¹

²¹ 出典：(一社)全国木材組合連合会ホームページ(<https://visit.kinohei.jp/find-spot/36.html>)

3-2-4 木質バイオマスストーブの導入費・燃料購入費の補助

本市では、令和4年6月に「湯沢市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しています。その取組のひとつとして、住宅や事業所で薪ストーブやペレットストーブを設置する際、また木質燃料（薪やペレットなど）を購入する際に、費用の一部を市が補助しています。

補助の対象となる薪は、市内の森林から生産されたものに限定し、地域の森林資源の有効活用をすすめています。

3-3 担い手確保に向けた取組

秋田県には林業技術者を育成する「秋田林業大学校」があり、本市ではこの学校に通う若者を支援するため、授業料の補助や生活費の一部を助成する制度を設けています。こうした取組により、林業の担い手不足を解消し、若い世代が安心して学び、働ける環境づくりを進めています。

3-4 ゼロカーボンに向けた取組

ゼロカーボンシティとは、環境省が提唱している「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」にするための取組を行うことを表明している地方公共団体のことで、本市も令和4年6月に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

この取組を進めるために湯沢市ゼロカーボン推進計画を策定し、森林分野では「適切な森林保全」「地元産材の利活用」「J-クレジットの導入」等の取組を進めることとしています。



図31 湯沢市ゼロカーボンシティ宣言²²

²² 出典:湯沢市ホームページ「湯沢市ゼロカーボンシティ宣言」

3-5 森林環境の活用

3-5-1 トレッキングなど新たな森林利用の展開

近年、旧来の登山やハイキングなどに加えて、トレイルランニングやマウンテンバイク、フォレストアドベンチャーなど、様々な新しい森林の楽しみ方が広がっています。本市では、虎毛山、高松岳、山伏岳、神室山、前神室山の各登山道のほか、豊かな森林資源や温泉資源を満喫できる様々な遊歩道が整備されています。民間ガイド等とも連携しながら森林浴トレッキング、スノーシュートレッキングなどの体験型の観光メニューを提供しています。



民間による女滝沢トレッキング



女滝沢スノーシュー体験

図32 森林環境の活用例

3-5-2 ゆざわジオパーク構想に基づくジオツーリズムの展開

ジオパークとは、特徴的な地域の地質や地形、歴史等を守り、学びや観光に活かしながら管理されている場所や活動で、本市では平成24年9月に「ゆざわジオパーク」が日本ジオパークネットワークに加盟認定されています。古くからの火山活動により生み出された特徴的な地形や地熱、温泉、おいしい水などが利用されてきました。「小安峡温泉」「院内銀山や院内石」等16か所がジオサイトとして設定され、ゆざわジオパーク認定ガイドとともにジオサイトを巡りながら自然と人間との関わりを学ぶ「ジオツーリズム」が展開されています。

3-5-3 ゆざわ市民の森

「ゆざわ市民の森」は、本市街地の東に広がる面積56.5 haの森林公園で、林内には新緑や紅葉が美しい樹木の数々、野鳥が好む木などが数多く植えられています。

林内には古御嶽山山頂までつながる遊歩道もあり、多種多様な山野草を楽しめるほか、湧き水が流れ込む水辺や林間キャンプ場なども整備され、自然とふれあい、森林のすばらしさを体験することができます。

3-5-4 森林ボランティア団体の活動

秋田県が開設した「あきた森づくり活動サポートセンター」では、森林ボランティア団体の育成研修や情報交換会の開催、情報誌の発行などを通じて、県民による森林ボランティア活動の支援を行っています。令和7年1月末現在、あきた森づくり活動サポートセンターの登録団体のうち、8団体が本市で森林環境保全に取り組んでいます。

第4章 湯沢市の森林・林業の課題

4-1 森林・林業の主な課題と施策の方向性

前章までの森林の現状及び取組に基づき、本市の森林・林業の課題を大きく3つに整理しました。これらの課題点を<施策を講じるべき方向性>として、「第5章 森林ビジョンの基本理念と森づくり方針」をとりまとめます。

【課題1】 木材の安定供給体制の構築

本市の民有人工林の大半を占めるスギ林は、約4割が13齢級(60年生から65年生)に達し、本格的な伐採期を迎えています。森林資源を持続的に活用するためには「植える→育てる→使う→再び植える」という循環を適切に維持し林業の発展につなげることが重要な課題です。

<施策の方向性 1-1> 担い手が安全で安心できる労働環境・収入の確保

本市の林業に携わる労働者数はここ数年でほぼ横ばいです。大規模な林業経営者では若い人の雇用も進んでいますが、小規模な経営体や製材所では高齢化が進み新しい人材の確保が難しい状況です。

そこで、市内外から新たな担い手を確保することに加え、長く働き続けるための継続的な仕組みづくりを進めていきます。

<施策の方向性 1-2> 森林施業の合理化

持続的な林業の実現に向けて、森林所有者や林業経営者が適切な収入を得て、安心して経営できる環境づくりが大切です。そのためには木材生産コストの低減が不可欠であり、施業の集約化と効率化を推進する必要があります。

これらの阻害要因となっている境界や所有者の明らかでない森林についての調査に取り組みます。さらに、再造林作業の効率化にも取り組んでいきます。

<施策の方向性 1-3> 市内および近隣地域での安定供給体制の確立

本市には、多くの木材を供給することができる森林が潜在的にあります。一方で、輸送コストなどの課題から、県内や近隣地域にある大規模な製材所等への販路拡大が十分に進んでいない状況です。

そこで、安定した木材供給先の確保に向けた取組を進めていきます。また、将来的には大径材の伐採が進むことが予想され、こうした大径材の利用や、放置された里山の広葉樹等の利用についても検討を進めていきます。

【課題2】 森林空間の活用促進

本市には四季折々に様々な表情をもつ豊かな森林があり、こうした森林を活かしたキャンプ場や登山道等が整備されています。森林空間の利用促進は、地域の振興だけでなく、市民が地域の森林に親しみを感じ、共に守り育てる意識を高めるうえで重要な課題です。

＜施策の方向性 2-1＞ 森林空間の利活用促進

全国では、森林を活かしたスポーツや環境学習等による地域振興が進んでいます。本市の森林も登山やキャンプ等により多くの人を訪れるようになる可能性があります。現状ではその可能性を十分に活かしきれていません。

そこで、森林空間の活用を促進するため、公共施設の老朽化対策や、そうした施設を訪れるきっかけづくりに取り組めます。

＜施策の方向性 2-2＞ 森林の魅力と市民の関心向上

近年、市民が森林に触れたり学んだりする機会が乏しく、地域の森林や林業への関心が育ちにくい状況です。さらに、森林所有者であっても整備への意欲が低下しており、その結果、持続的な森林管理の推進が難しくなっています。

そこで、子どもから大人まで、森林に親しみを感じる機会を持ってもらえるよう、取り組んでいきます。

＜施策の方向性 2-3＞ 市内外の関係人口の創出

現在は、林業経営者などがボランティアとして、森林の中での体験活動の提供を行っていますが、市民ボランティア団体等による活動はあまり活発ではありません。また、こうした活動を広くPRする取組も不足しています。

そこで、林業従事者だけでなく幅広い分野の関係者や市民との協力関係を築き、関係人口を創出するための取組を進めていきます。



ゆざわ市民の森



とことん山キャンプ場

図33 本市の森林空間の活用例

【課題3】 公益的機能の維持強化

本市の森林は、かつての里山の未整備や木材の活用不足、病虫害や野生動物による被害、山地災害のリスク、さらに管理体制や資金の不足といった複数の問題を抱えています。森林のもつ「気候変動緩和」「木材生産」「土砂災害防止」等の様々な機能を維持するため、整備と活用の両面で総合的な対応を進めることが課題になっています。

＜施策の方向性 3-1＞ 森林利用と環境の共生

かつて薪炭林として利用されていた広葉樹主体の里山は、現在では手入れが行われず放置されている場所が多く見られます。その結果、人の暮らしに近い森林にクマやイノシシなどの野生動物が出没し、市民生活との摩擦が生じています。

こうした里山の整備を進めることや、そこから得られる木材を有効に活用する方策の検討を進めます。

＜施策の方向性 3-2＞ 健全な森林環境の整備

経済的な理由などから人の手が入らなくなった森林は、年老いた木が増えることで病虫害による被害が発生しやすくなります。また、土壌がやせることで山地災害の危険性が高まります。本市では、ナラ枯れの被害が毎年確認されているほか、土砂災害等が発生した時に住民への被害が懸念されている森林があります。

こうした場所を中心に適切な森林整備を続けていきます。

＜施策の方向性 3-3＞ 長期的な公益的機能の維持増進

現在、一部の森林は林業経営を通じて適切に管理が行われています。一方、林業として経営が難しい場所等では管理が行われていない森林もあります。こうした森林でも将来に渡り継続した手入れを行い、公益的機能を維持増進する必要があります。

そこで、特に環境保全や公益的機能の維持の観点から重点的に森林整備をすべき場所については、管理体制や管理資金を確保しながら優先的に整備を進めていきます。



小安峡

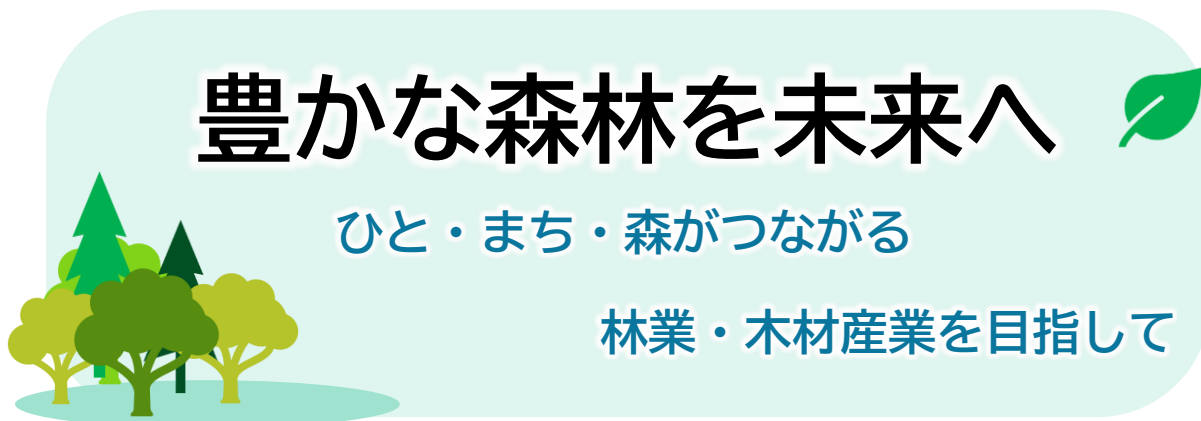


三途川溪谷

図34 本市の森林環境

第5章 森林ビジョンの基本理念と森づくり方針

5-1 湯沢市森林ビジョンの基本理念



本市は、安定した林業・木材産業の実現に加え、あらゆる人々と森林との関わりを広げ、深めることで、新たな森林管理の姿を創り出していきます。こうした取組を通じて、雄物川の水源林が未来にわたりその機能を発揮し続けるよう、守り育てていきます。

5-2 森づくりの基本方針

次に掲げる3つの基本方針に基づき、多様な関係者と協働し本市の森づくりを推進します。

I 循環する森づくり ～安定供給体制の構築～

拡大が見込まれる市産材需要に答えるため、川上から川下の連携を強化し、安定供給体制を構築することで、限られた木材生産適地での循環利用の実現をめざします。

II ひととまちが豊かになる森づくり ～森林の活用促進～

地域の人びとが多様な形で安定して森づくりに関われる環境や、持続可能な林業を軸とした地域経済に還元される仕組みの構築をめざします。

観光や教育、福祉活動の場として森林を活用することで、ひと・まちと森とのつながり強化をめざします。

III 自然と共生する森づくり ～公益的機能の維持強化～

持続可能な水源林の保護と公益的機能の維持・強化のため、市民のさらなる意識向上を図り、森林の適切な利活用を進めることで継続的な管理の実現をめざします。

5-3 湯沢市のめざす森林の姿

第2章「2-2-1-3 高精度な解析データからみた市の森林の姿」では、現在の市の森林を木材生産適地、条件不利地、利活用適地、緩衝帯候補エリアの4つに区分しました。ここから、本市がめざしていく森林の姿が見えてきました。

本市の森林は雄物川の源流域に位置しており、地域の農業や市民生活を支える重要な基盤です。こうした森林の機能を十分に発揮できる状態で未来に残していくことが重要です。さらに、近年は森林に人が立ち入る頻度が減り手入れ不足になることで、人と森の生物との境界が近づいています。

これらを踏まえ、木材生産適地では引き続き効率的な林業を進める森をめざし、条件不利地は森林の力を発揮させる森や豊かな水と生態系を守る森をめざします。また、利活用適地は里山林として市民が楽しみ学べる身近な森をめざします。そして、市街地や道との隣接地は緩衝帯として整備を進めていきます。(図35)

次のページでは、本市のめざす森林の姿をお示しします。

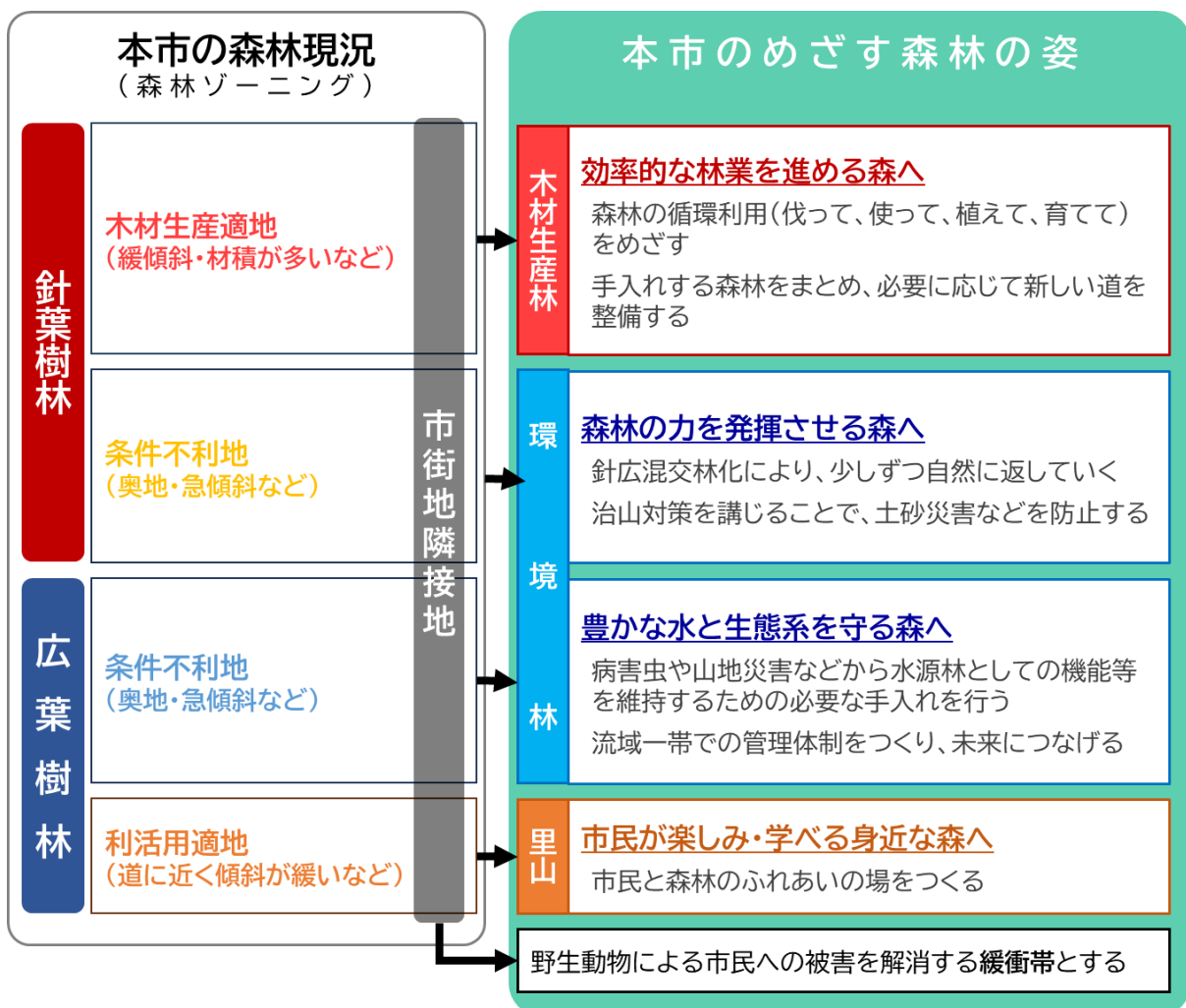


図35 森林のゾーニングとめざす森林の姿の考え方

本市では、下図のように雄物川流域全体との相互関係を考慮した森づくりをめざします。



5-4 施策の体系

本市のめざす森林の姿の実現に向けて以下の通り基本方針ごとの個別施策を策定します。

I 循環する森づくり ～安定供給体制の構築～

施策の方向性	着眼点	個別施策
1-1. 担い手が安全で安心できる 労働環境・収入の確保	①人材の定着	1-1-1 作業負担の軽減と作業体制の改善 1-1-2 安全対策、教育の強化 1-1-3 個人、小規模事業者の独立、経営支援 1-1-4 市外からの新規採用支援 1-1-5 新規就労者支援 1-1-6 多様な働き方支援
	②新規参入者の増加対策	
1-2. 森林施業の合理化	①施業の集約化の推進	1-2-1 生産技術や設備の高度化 1-2-2 森林経営管理制度のさらなる促進 1-2-3 再造林コストの削減
	②再造林コストの削減	
1-3. 市内および近隣地域での 安定供給体制の確立	需要拡大と販路・搬出先の開拓	1-3-1 湯沢市産材の新規需要創出 1-3-2 川上から川下の連携強化 1-3-3 木材輸送コストの削減

II ひととまちが豊かになる森づくり ～森林の活用促進～

施策の方向性	着眼点	個別施策
2-1. 森林空間の利活用促進	空間活用の場と機会の創出	2-1-1 森林空間の活用機会の創出 2-1-2 森林空間の整備促進
2-2. 森林の魅力と市民の関心向上		2-2-1 子どものふれあい機会の創出 2-2-2 木や森と親しむ場の創出 2-2-3 森林所有者の関心向上
2-3. 市内外の関係人口の創出	分野と地域をまたぐつながりの強化	2-3-1 多様な主体との連携機会の創出 2-3-2 市外との連携強化

III 自然と共生する森づくり ～公益的機能の維持強化～

施策の方向性	着眼点	個別施策
3-1. 森林利用と環境の共生	森林の利用価値の向上	3-1-1 森林の多面的利用の需要創出 3-1-2 里山整備重点地区における整備促進
3-2. 健全な森林環境の整備		3-2-1 生物多様性の向上 3-2-2 山地災害防止の推進
3-3. 長期的な公益的機能 の維持増進	持続的かつ適切な管理の推進	3-3-1 森林の用途に応じた管理の推進 3-3-2 地域人材との連携

5-5 個別施策

基本方針Ⅰ 循環する森づくりの個別施策

【実施主体の中核】 湯沢市および川上・川中・川下の事業体

1-1 担い手が安全で安心できる労働環境・収入の確保

着眼点① >> 人材の定着

背景

林業は危険で重労働というイメージが強く、若い人材や新規就業者の参入が進んでいない。担い手は高齢化が進み、労働条件や収入の不安定さも定着を阻害している。さらに安全教育や作業技術の習得機会が十分でなく、安心して働ける職場環境づくりが課題となっている。

個別施策

1-1-1 作業負担の軽減と作業体制の改善

<現場作業の負担軽減のために、作業体制や技術研修の充実を図ります。>

- ・小規模事業体の作業を効率化するために、共同作業や体制の集約を推進します。
- ・作業者のスキルアップを促進するために、研修や実演の場を設けます。
- ・危険で重労働な造林作業の負担を軽減するために、資材運搬方法の工夫や作業動線の最適化など、現場に即した作業改善を支援します。
- ・「1-2-1 生産技術や設備の高度化」と連動しながら上記の取組を推進します。

1-1-2 安全対策、教育の強化

<林業現場の事故防止と技術継承のために、装備普及や教育体制を充実させます。>

- ・労働災害を防ぐために、安全装備の確保や安全管理制度の導入を支援します。
- ・安全意識と技術習得を強化するために、実践的な学習機会を設けます。
- ・自然災害時に迅速に対応できるように、体制や情報共有の仕組みを整えます。
- ・安全技術を継承するために、世代を超えた人材交流や指導体制を推進します。

目標値（KPI）

指標	現況(2025)	2030年	2040年	2050年
既存の林業従事者向けの技術研修の実施	—	1回/年	2回/年	2回/年
実践的な安全講習の実施	—	1回/年	2回/年	2回/年

着眼点② > > 新規参入者の増加対策

背景

林業の作業環境や収入への不安、資格取得や初期投資の負担が参入意欲を妨げている原因として考えられるほか、林業の魅力や将来性が十分に伝わっていないことも担い手不足の要因となっている。

また、移住・就業希望者への住居や生活支援に課題もあり、安心して就業できる環境と、多様な人材が活躍できる仕組みづくりが求められている。

個別施策

1-1-3 個人、小規模事業者の独立、経営支援

<小規模事業者の自立を支えるために、経営支援とネットワーク形成を進めます。>

- ・労務コストを削減するために、経営や事務負担の軽減を支援します。
- ・協働を広げるために、事業者間の連携やネットワークづくりを推進します。
- ・人材育成を図るために、知識共有や交流の機会の創出を推進します。

1-1-4 市外からの新規採用支援

<新たな担い手を確保するために、実務体験や生活支援で採用を促進します。>

- ・実務体験の機会を広げるために、研修や受け入れ体制の整備を推進します。
- ・現場理解を深めるために教育機関や関係者との連携による体験機会を推進します。
- ・若者への関心を高めるために、魅力発信や採用活動を強化します。
- ・研修に係る経費等を支援し、受講しやすい体制づくりを支援します。

1-1-5 新規就労者支援

<新規就労を促進するために、受け入れ環境や支援体制を整えます。>

- ・受け入れ環境を整えるために、地域施策との連携の強化を推進します。
- ・生活の安定を伝えるために、働き方や収入面の魅力の発信を推進します。
- ・就労への理解を深めるために、広報や説明の機会の創出を推進します。
- ・定着を支えるために、支援制度に向けた取組を支援します。

1-1-6 多様な働き方支援

<多様で柔軟な働き方を支援するために、参画機会や連携の仕組みを整えます。>

- ・安全に配慮しつつ参画機会を広げるために、専門的な技術がなくても取り組める軽作業や補助業務の仕組みづくりを推進します。
- ・安全管理を確保した上で働きやすさを高めるために、作業内容に応じた柔軟な働き方の導入を推進します。
- ・地域連携を強めるために、安全教育や作業支援が行える他業種との協力体制の構築を推進します。
- ・人材を有効に活用するために、技能に応じた労働力の共有を推進します。

目標値 (KPI)

指標	現況(2025)	2030年	2040年	2050年
現場作業の人員数 (内、市内民有林の施業に 関わる作業員数)	117人 (約23人)	157人 (31人)	190人 (38人)	200人 (40人)

1-2 森林施業の合理化

着眼点① > > 施業の集約化の推進

背景

個人の小規模森林は、所有者が不明であったりするなど、森林管理に関する意向を把握することが難しく、効率的な森林整備の妨げとなっている。林業機械の導入や更新には多額の費用がかかり、補助や支援がなければ負担が大きい。

個別施策

1-2-1 生産技術や設備の高度化

<作業効率化と現場管理の高度化を図るために、スマート林業を担う人材育成や補助制度を普及します。>

- ・施業と現場管理の効率化のために、作業の機械化を進めます。
- ・施業計画と現場管理を高度化するために、先端技術を活用します。
- ・作業精度を向上させるために、スマート化やデジタル技術の導入を推進します。
- ・人材強化のために、専門的な技術習得や安全教育を推進します。
- ・機械導入や更新コストに対応するために、補助制度の創設や共同利用を進めます。

1-2-2 森林経営管理制度のさらなる促進

<効率的な森林管理を進めるために、調査・情報整理・境界明確化を推進します。>

- ・森林所有者の情報と森林経営に対する意向を把握するため、継続的に調査を実施します。
- ・情報整理と管理体制の効率化のために、デジタル技術を活用します。
- ・森林境界を明確にするために、航空レーザ計測データを活用します。
- ・森林情報のクラウド化と林業経営者との共有を推進します。

目標値(KPI)

指標	現況(2025)	2030年	2040年	2050年
スマート林業普及の検討	—	森林クラウドの普及 導入の試験の推進	現場への実装 (市内全事業体での導入)	
主伐面積 ²³ (市内民有林)	60ha/年	60ha/年	70ha/年	85ha/年
民有林人工林における森林境界明確化実施率 ²⁴ (地籍調査含む)	13%	45%	85%	100%

²³ 主伐および搬出間伐による搬出量。木材生産林5,400 haを維持管理する場合とする。

²⁴ 現況値は令和4年度から令和6年度までの森林環境譲与税の用途公表および令和7年度時点の実績値より。

着眼点② >> 再造林コストの削減

背景

再造林に必要な作業は負担が大きく、施業コストも高い水準にある。さらに、苗木の調達や再造林後の森林管理には長い時間をかけた保育が求められ、将来の利益が見えにくい状況では、所有者が再造林に踏み出しにくくなっている。こうした負担の大きさが再造林の実施を妨げ、森林資源の循環を停滞させる要因となっている。

個別施策

1-2-3 再造林コストの削減

<再造林を安定的に進めるために、制度整備や技術導入を通じてコスト低減と担い手支援を推進します。>

- ・造林や保育の負担を軽減するために、森林整備費用などの一部を支援します。
- ・長期的な保育負担を軽減するために、育成效果の高い苗木を導入します。
- ・個人の小規模森林を適正に整備するため、集約化による集団施業を推進します。
- ・再造林リスクに備えるために、森林保険の普及と加入を推進します。
- ・「1-1-1 造林作業等の省力化」および「1-2-1 生産技術や設備の高度化」と連動しながら上記の取組を推進します。

目標値（KPI）

指標	現況(2025)	2030年	2040年	2050年
再造林率 ²⁵ (市内民有林)	30%	35%	45%	70%
苗木供給本数 ²⁶ (市内民有林)	46,000本/年	46,200本/年	69,300本/年	130,900本/年



²⁵ 木材生産林5,400 ha を維持管理するため、段階的に再造林率を上げ、2050年以降に年間90haの主伐・再造林を目指すものとする。

²⁶ 1haあたり2,200本植栽するものとして試算。

1-3 市内および近隣地域での安定供給体制の確立

着眼点 >> 需要拡大と販路・搬出先の開拓

背景

湯沢市産材は、潜在的に供給可能量がある一方で、需要や搬出先が限られており、安定的な流通体制が整っていない。製材業者との需給の不一致や輸送コストの高さも課題であり、結果として市内材の利用が十分に拡大していない。需要拡大と流通体制の整備を通じて、安定的な供給基盤を確立することが求められている。

個別施策

1-3-1 湯沢市産材の新規需要創出

<湯沢市産材の需要を創出するために、利用拡大や商品開発を進めます。>

- ・利用拡大のために、公共空間での木材利用を推進します。
- ・市内住宅での利用を促進するために、市産材の活用を広げます。
- ・観光資源として活かすために、広葉樹や巨木を利用します。
- ・新たな価値を生み出すために、地域材を活かした加工品・商品化を推進します。

1-3-2 川上から川下の連携強化

<川上から川下までの連携を強化するために、供給体制と品質管理を整えます。>

- ・安定供給のために、都市部との協定等による供給体制の拡大を推進します。
- ・木材供給体制を整備するために、近隣市町村との連携を推進します。
- ・川上から川下がつながる場として、定期的な情報交換会や勉強会を開催します。

1-3-3 木材輸送コストの削減

<木材輸送の効率化を図るために、林道整備や拠点整備を進めます。>

- ・輸送コストを低減するために、林道の新規開設、拡幅、補修を進め、大型トラックでの輸送を促進します。
- ・流通拠点を確保するために、地域内の中間土場等の設置を推進します。

目標値 (KPI)

指標	現況(2025)	2030年	2040年	2050年
地域産材活用促進事業による地域産材使用量 ²⁷	41m ³ /年 (令和6年度時点)	150m ³ /年	150m ³ /年	150m ³ /年
川上から川下での定期連絡会 ²⁸ の開催	3回/年	4回/年	4回/年	4回/年
市内の林道・作業道の改修および延長本数 ²⁹	—	6本	16本	26本

²⁷ 湯沢市ゼロカーボン推進計画より。現況値は令和6年度時点の数値。

²⁸ 湯沢市森林ビジョン検討委員会を核として継続開催。

²⁹ 既存林道の拡幅、改修および新規開設を含む着手本数。

基本方針 II ひととまちが豊かになる森づくり

【実施主体の中核】 湯沢市および地域団体、市内民間企業等

2-1 森林空間の利活用促進

着眼点 >> 空間活用の場と機会の創出

背景

森林浴やハイキング、キャンプ場や展望台など森林空間の活用需要は高いものの、道路や遊歩道の整備不足、安全面や衛生面の課題がある。また、多様化した森林空間に対するニーズにも応えられていない状況にある。

個別施策

2-1-1 森林空間の活用機会の創出

<森林空間の利活用を促進するために、観光や教育、滞在利用を広げます。>

- ・観光利用を進めるために、森林を活かしたレクリエーションを推進します。
- ・森林への滞在目的の幅を広げるために、森林活動と組み合わせた体験型プログラムの実施を推進します。
- ・環境教育や健康増進に役立てるために、森林と教育、福祉の連携による就労や交流の場の拡大を推進します。

2-1-2 森林空間の整備促進

<森林空間の整備を促進するために、基盤と体制を強化します。>

- ・利用環境を改善するために、安全、衛生、用途に応じた基盤や施設充実を図ります。
- ・多様な利用スタイルを可能にするために、通信環境や周辺施設整備を推進します。
- ・持続的な整備のために、地域や市民活動と連携して日常的な管理体制の構築を推進します。

目標値（KPI）

指標	現況 (2025)	2030年	2040年	2050年
森林空間を活用したイベント ³⁰ 開催回数	4回/年	6回/年	8回/年	8回/年
森林基盤施設 ³¹ の整備件数(累計)	3施設	3施設	4施設	5施設
		品質向上を図る	既存施設の品質向上と施設の充実を図る	

³⁰ ジオツアー・グリーンツーリズム等の既存イベントに加え、森林空間を活用した新たなイベントを含む

³¹ 遊歩道・林道・木道・トイレ等のほか、森林空間の活用機会を創出するための各種施設整備

2-2 森林の魅力と市民の関心向上

着眼点 >> 森と親しみ知る機会の創出

背景

団塊ジュニア世代以降の市民は、幼少期から森林に触れる機会が少ないため、山や森への関心を抱きにくい。そのため、今後はさらに森林所有者の意識低下が進み、持続的な森林との関わりが希薄になる恐れがある。

個別施策

2-2-1 子どものふれあい機会の創出

<子どものふれあい機会を創出するために、教育的な体験や学びの場を広げます。>

- ・子どもの森林への理解促進のために、教育活動と連携した森林体験を拡充します。
- ・次世代育成のために、子ども向けの森林ボランティア・リーダー育成を推進します。
- ・参加の裾野を広げるために、森林に親しむイベントの実施を推進します。
- ・子どもが地元の自然とふれあう機会をつくるために、地域資源を活かした教育プログラムの導入を推進します。

2-2-2 木や森と親しむ場の創出

<森林に親しめる場を創出するために、地域材の活用や体験の機会を広げます。>

- ・地域材の魅力を身近に感じてもらうために、公共施設等での活用を進めます。
- ・地域材の利用促進のために、身近な施設に資源を活用した整備を行います。
- ・新たな価値を発信するために、地域資源を活かした製品の創出を推進します。

2-2-3 森林所有者の関心向上

<所有者の関心向上のために、相談体制の整備や普及啓発、連携や支援を進めます。>

- ・安心して相談できるように、相談体制と支援の充実を支援します。
- ・森林所有者の理解を深めてもらうために、森林の公益的な価値や整備の重要性の周知を推進します。
- ・森林所有者の交流機会を広げるために、関係者との連携や地域交流を促進します。
- ・森林所有者の意欲を高めるために、森林整備や活用を支援します。

目標値（KPI）				
指標	現況(2025)	2030年	2040年	2050年
森林教育・体験 ³² 参加校数	1校/年	3校/年	3校/年	3校/年
公共施設等への 地域材活用導入件数(累計)	11件	20件	27件	28件 (各施設で木育空間の 整備を推進)
所有者相談・交流会 ³³ 回数	1回/年	3回/年	3回/年	3回/年

³² 学校林・探究学習・観察会・植樹体験等を含む。

³³ 説明会・相談窓口・所有者向けイベント等(意向調査説明を含む)

2-3 市内外の関係人口の創出

着眼点 >> 分野と地域をまたぐつながりの強化

背景

森林保全活動への市民参加はあるものの、十分に広がっていない。特に学生や現役世代、市外からの参加が不足している。持続的な森林づくりには、より多様な主体が参画できる機会づくりや情報発信が求められている。

個別施策

2-3-1 多様な主体との連携機会の創出

<市民参加の機会を広げるために、森林保全や学びの場を充実させます。>

- ・若い世代や多様な層の参加を促すために、市民主体の森林保全活動を推進します。
- ・森林ボランティア活動への参加の裾野を広げるため、市民が気軽に参加できる入門講座などの学びの機会創出を推進します。
- ・多様な主体からの関心と理解を高めるため、森林の多面的な価値を学ぶ機会創出を推進します。
- ・地域コミュニティと協働し、誰もが継続的に関わりやすい活動体制や参加導線の構築を推進します。

2-3-2 市外との連携強化

<湯沢市内外との連携を進め、森林活動への参加と理解を広げます。>

- ・地域連携を強めるために、地元企業との協働による市民参加型の森林保全活動を推進します。
- ・市外に向けて湯沢市の森林資源や取組を発信するため、広域メディア・オンライン配信・都市部イベント等を活用した情報発信を推進します。
- ・都市部在住者や関係人口の形成を図るため、交流ツアーや体験プログラム等による市外との継続的な関わり構築を推進します。

目標値（KPI）

指標	現況(2025)	2030年	2040年	2050年
市民参加型森林活動 ³⁴ への参加者数	約20～30人/年	50人/年	80人/年	100人/年
市外向け交流イベント ³⁵ 開催数	約1回/年	2回/年	4回/年	4回/年以上

³⁴ 里山整備・植樹・清掃活動等。

³⁵ 都市部自然イベント、アカデミー・ワークキャンプ含む

基本方針 III 自然と共生する森づくり

【実施主体の中核】 湯沢市および市内民間企業、地域団体、森林所有者

3-1 森林利用と環境の共生

着眼点 >> 森林の利用価値の向上

背景

森林の利活用は進みつつあるが、地域の収益や暮らしの向上には十分結びついていない。また、里山の管理体制や安全面の課題も残っており、持続的な利用に向けた環境整備と地域との連携が求められている。

個別施策

3-1-1 森林の多面的利用の需要創出

<森林の多面的利用を進めるために、新たな需要を創出します。>

- ・環境価値を高めるために、カーボン価値の活用を推進します。
- ・地域エネルギー循環を構築するために、循環型エネルギーの利用を推進します。
- ・伝統文化を活かすために、森林資源を活用した製品開発を進めます。
- ・「2-1-1 森林空間の活用機会の創出」と連動しながら上記の取組を推進します。

3-1-2 里山整備重点地区における整備促進

<里山整備重点地区の整備を進めるために、安全対策や啓発活動を強化します。>

- ・クマやイノシシ等の野生動物による被害対策として緩衝帯を整備し、地域と連携して里山の安全確保と保全活動を推進します。
- ・野生動物による被害を抑制するために、新たな技術や情報の活用を推進します。
- ・市民の関心向上のために、安全対策に関する啓発や情報発信の取組を推進します。

目標値（KPI）

指標	現況(2025)	2030年	2040年	2050年
森林資源や価値を活用した新規事業数 ³⁶ (累計)	0件	3件	5件	5件
里山整備・管理 ³⁷ 実施面積(累計)	407ha	550ha	800ha	1,000ha

³⁶ J-クレジット取引等を含む。

³⁷ 広葉樹林の利活用適地のうち、緩衝帯とすべきエリアを対象とする。間伐・草刈り・危険木処理など多様な活動を含む。

3-2 健全な森林環境の整備

着眼点 >> 多様で安全な環境の維持

背景

森林の利活用が進まない背景には、安全性や生物多様性保全の不足、管理体制の弱さがある。

健全な森林環境を維持するため、病虫害対策や災害リスクの把握、適切な管理体制の強化が必要とされている。

個別施策

3-2-1 生物多様性の向上

<生物多様性を向上させるために、健全な森林づくりと保全活動を進めます。>

- ・森林を健全に保つために、病虫害への対策を進め、多様性を重視した森林づくりを推進します。
- ・生態系を守るために、状況把握と地域との協働による保全活動を推進します。
- ・循環型の森林管理を進めるために、資源の有効活用と生物多様性保全を両立する取組を推進します。

3-2-2 山地災害防止の推進

<山地災害を防止するために、危険箇所の把握や森林機能の強化を進めます。>

- ・危険箇所を把握するために、調査や分析によるリスク評価を推進します。
- ・災害の早期把握のために、先端技術を活用した森林のモニタリングを推進します。
- ・山地災害防止機能を高めるために、森林整備や保全対策を進めます。

目標値（KPI）

指標	現況(2025)	2030年	2040年	2050年
生物多様性保全 ³⁸ 取組件数	2~5か所/年	5か所/年	5か所/年	5か所/年
防災・減災対策 ³⁹ 林班面積(累計)	—	100ha	350ha	600ha

³⁸ 病虫害対策に加え、モニタリング対象地選定、モニタリング、植生保全、希少種保護等。

³⁹ 小規模(看板・巡視・危険木処理)から大規模(砂防工事等)まで含む。2030年までに対策計画を検討し、2075年までに条件不利地(防災対策)の緩衝帯整備エリアを中心とした整備を行う。

3-3 長期的な公益的機能の維持増進

着眼点 >> 持続的かつ適切な管理の推進

背景

近年、生活の中で里山を利用する機会(薪や山菜取りなど)が減少し、森林所有者の中でも「森を自ら管理する」という意識は、かつてと比べて低下してきている。また、世代交代が進み、市外へ離れる森林所有者が増えていることも、森林管理を難しくしている要因となっている。地域の森林を長期的に維持し、公益的機能を確保していくためには、森林所有者だけでなく、市民や地域の団体等と市が協力しながら、必要な管理を進めていくことが求められている。

個別施策

3-3-1 森林の用途に応じた管理の推進

<森林の用途に応じて適切に管理するため、客観的なデータに基づき計画します。>

- ・計画的な森林管理を実現するため、森林を機能や利用に応じて区分し管理の優先度を定めます。
- ・管理優先度の高い森林を適切に整備するために、森林経営管理制度を推進します。
- ・森林情報の収集に努め、管理体制の明確化や森林整備を推進します。

3-3-2 地域人材との連携

<地域の人材活用を広げるために、ボランティアや団体との連携を図ります。>

- ・森林ボランティア活動を支えるために、支援や研修体制を整えます。
- ・人材の裾野を広げるために、ボランティア養成や資格取得を支援します。
- ・参加意欲を高めるために、教育や地域活動との連携を推進します。
- ・協働を進めるために、地域団体との連携を強化し、保全活動を推進します。
- ・活動を継続するために、多様な資金確保の仕組みづくりを推進します。

目標値 (KPI)

指標	現況(2025)	2030年	2040年	2050年
林業経営に適さない森林 ⁴⁰ の管理面積(累計)	約24ha (令和6年度時点)	50ha	250ha	450ha
森林ボランティア活動団体への支援、連携件数 ⁴¹	2件~3件/年	5件/年	5件/年	5件/年

⁴⁰ 現況値は令和4年度から令和6年度の森林環境譲与税の使途公表より。針葉樹林の条件不利地(定期的な手入れ)を対象とする。

⁴¹ ボランティア団体や任意グループ等によるボランティア活動への資金・技術支援、連携等

第6章 森林ビジョンの実施体制

6-1 個別施策の推進計画

個別施策は各取組の進捗と社会情勢をふまえ5年毎に見直します。以下に掲げる評価指標（KPI）を目標とし、個別施策を推進します。

基本方針	施策の方向性	個別施策	評価項目	第1期 KPI				第2期 2075年度の目標値 (50年後)
				2025年度 現状	2030年度 5年目(計画見直し)	2040年度 15年目	2050年度 25年目	
Ⅰ 循環する森づくり	1-1. 担い手が安全で安心できる 労働環境・収入の確保	1-1-1 作業負担の軽減と作業体制の改善	既存の林業従事者向けの技術研修の実施	—	1回/年	2回/年	2回/年	2回/年
		1-1-2 安全対策、教育の強化	実践的な安全講習の実施	—	1回/年	2回/年	2回/年	2回/年
		1-1-3 個人、小規模事業者の独立、経営支援	現場作業の人員数 (内、市内民有林の施業に関わる作業員数)	117人 (約23人)	157人 (31人)	190人 (38人)	200人 (40人)	262人 (52人)
		1-1-4 市外からの新規採用支援						
		1-1-5 新規就労者支援						
		1-1-6 多様な働き方支援						
	1-2. 森林施業の合理化	1-2-1 生産技術や設備の高度化	スマート林業普及の検討	—	・森林クラウドの普及 ・導入の試験の推進	現場への実装	現場への実装 (市内全事業者での導入)	市内全事業者での導入
		1-2-2 森林経営管理制度のさらなる促進	主伐面積(市内民有林)	60 ha/年	60 ha/年	70 ha/年	85 ha/年	90 ha/年
		1-2-3 再造林コストの削減	民有林人工林における 森林境界明確化実施率(地籍調査含む)	13%	45%	85%	100%	100%
	1-3. 市内および近隣地域での 安定供給体制の確立	1-3-1 湯沢市産材の新規需要創出	地域産材活用促進事業による地域産材使用量	41m ³ /年 (令和6年度時点)	150m ³ /年	150m ³ /年	150m ³ /年	150m ³ /年
1-3-2 川上から川下の連携強化		川上から川下での定期連絡会の開催	3回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	
1-3-3 木材輸送コストの削減		市内の林道・作業道の改修および延長本数	—	6本	16本	26本	40本	
Ⅱ 豊かになるまちが 森づくり	2-1. 森林空間の利活用促進	2-1-1 森林空間の活用機会の創出	森林空間を活用したイベント開催回数	4回/年	6回/年	8回/年	8回/年	
		2-1-2 森林空間の整備促進	森林基盤施設の整備件数	3施設	3施設 (品質向上を図る)	4施設 (既存施設の品質向上と 施設の充実を図る)	5施設 (既存施設の品質向上と 施設の充実を図る)	5施設
	2-2. 森林の魅力と市民の関心向上	2-2-1 子どものふれあい機会の創出	森林教育・体験参加校数	1校/年	3校/年	3校/年	3校/年	
		2-2-2 木や森と親しむ場の創出	公共施設等への地域材活用導入件数(累計)	11件	20件	27件	28件 (各施設で木育空間の 整備を推進)	
		2-2-3 森林所有者の関心向上	所有者相談・交流会回数	1回/年	3回/年	3回/年	3回/年	
	2-3. 市内外の関係人口の創出	2-3-1 多様な主体との連携機会の創出	市民参加型森林活動への参加者数	約20~30人/年	50人/年	80人/年	100人/年	
2-3-2 市外との連携強化		市外向け交流イベント開催数	約1回/年	2回/年	4回/年	4回/年以上		
Ⅲ 自然と共生する 森づくり	3-1. 森林利用と環境の共生	3-1-1 森林の多面的利用の需要創出	森林資源や価値を活用した新規事業数(累計)	0件	3件	5件	5件	
		3-1-2 里山整備重点地区における整備促進	里山整備・管理実施面積(累計)	407 ha	550 ha	800 ha	1,000 ha	
	3-2. 健全な森林環境の整備	3-2-1 生物多様性の向上	生物多様性保全取組件数	2~5か所/年	5か所/年	5か所/年	5か所/年	
		3-2-2 山地災害防止の推進	防災・減災対策林班面積(累計)	—	100ha	350ha	600ha	
	3-3. 長期的な公益的機能 の維持増進	3-3-1 森林の用途に応じた管理の推進	林業経営に適さない森林の管理面積(累計)	約24 ha (令和6年度時点)	50 ha	250 ha	450 ha	
		3-3-2 地域人材との連携	森林ボランティア活動団体への 支援、連携件数	2件~3件/年	5件/年	5件/年	5件/年	

6-2 実施体制

本ビジョンを着実に推進していくためには、行政、事業者、地域住民、専門家など、多様な主体が互いにつながり、継続的に協働していくことが不可欠です。ここでは本ビジョン策定時点における初期案として実施体制図をお示ししますが、今後、施策の進行にあわせて必要な関係者に参画を呼びかけながら、連携の輪を広げていくことを想定しています。

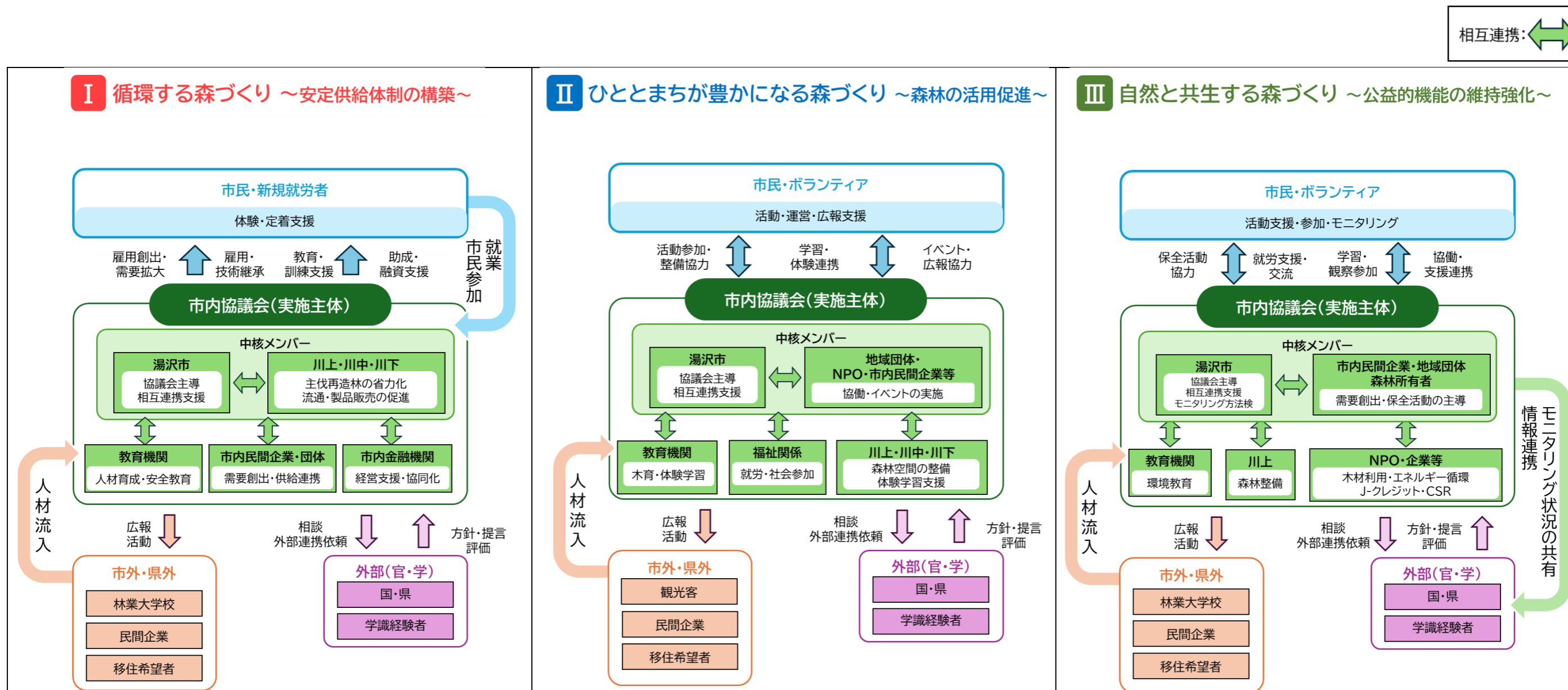


図36 本ビジョンの実施体制（初期案）

第7章 巻末資料

7-1 用語集

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。PC やスマートフォンなどの情報技術に加えて、インターネット等による通信により情報をやり取りする技術の総称。

枝打ち

節のない材を生産するため、樹木の育成過程において下方の不要な枝を切り落とすこと。

奥羽山脈

東北地方を縦断する主要な山脈。

奥山

明確な定義はないが、人里離れた山の奥深い場所を奥山とよび、これに対し人里近くにある山を里山等と呼ぶ。

川上・川中・川下

商品の流通経路を川の流にたとえたもののこと。林業では川上が原木生産や造林、保育等を行う事業者、川中が原木流通業者や木材加工業者、川下が建設会社や家具製造業者等を指す。

緩衝帯

森林等の野生動物の生息地と、農地や住宅地等の間に設けられる区域のこと。藪や樹木を取り除くことで、野生動物の隠れ場所を減らし、農地や住宅地に近寄りにくくする。

間伐

成長に伴って混み過ぎた森林の樹木を一部伐採し、樹木の密度を調整すること。

胸高直径

樹木を胸の高さ（約1.3m）で測定したときの幹の直径。

栗駒国定公園

自然景観と生態系を保護するために指定された国定公園。

源流域

川が生まれる場所から、上流部一帯に広がる地域のこと。

公益的機能

森林が持つ水源かん養、土砂災害防止、CO₂吸収、生物多様性保全など、公共の利益に資する機能の総称。

合板

薄い板を木目が交差させるように重ね合わせて接着して作られた板のこと。複数の板を貼り合わせているため、単板と比較して強度が高い。

広葉樹

コナラ、クヌギ、ブナなどの幅が広く平たい葉をつける樹木。広葉樹で構成される森林は広葉樹林と称される。

再造林

人工林を伐採した跡地に、再び苗木を植栽し、森林を造成すること。

里山

人の暮らしの近くにある森林や丘陵地、台地などの自然環境で、一般的には農地、ため池、草原、二次林などが混在する地域を指す。農林業や生活資源の利用等、人間の影響を受けながら環境が形成・維持されてきた。

山地災害危険地区

土砂崩れや地滑りなどの災害リスクが高い山地の区域。

J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

下刈り

植えた木の成長の妨げとなる雑草、雑木を刈り払う作業のこと。

市有林

本市が所有する森林のこと。

主伐

主に木材を利用する目的で木を伐採すること。一般にすべての木を伐採する「皆伐」と一部のみを伐採する「択伐」に分けられる。

植栽

ここでは将来の木材生産を目的に苗木を植えること。

人工林

人間が木材生産などを目的として、種をまいたり苗木を植えたりして育てる森林。

針葉樹

スギ、ヒノキ、マツ類、モミなど、細かくとがった葉を持った樹木。針葉樹を主体として構成される森林を「針葉樹林」という。

森林環境譲与税

森林整備を促進することを目的に、国民から徴収した「森林環境税」を財源として、国が集めて市や県に配分する仕組み。間伐などの森林整備、人材育成、木材利用の促進といった取り組みに活用する。

森林環境税

森林整備のために、全国の個人が一人あたり年1,000円負担する国の税。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される。

森林境界明確化

森林施業の集約化の取組に必要な森林所有者や境界を確認、各種調査や間伐実施の森林所有者の同意取り付けなどを行う活動。

森林クラウド

森林クラウドは、行政機関や林業事業者が保有する森林情報を一元的に管理・共有することができるシステムのこと。複数の機関が同一データをほぼリアルタイムに共有・更新できる。

森林経営管理制度

森林所有者に替わって市町村が適切な森林管理を行う制度

森林航空レーザ計測

航空機からレーザを照射して森林の地形や樹木構造を計測する技術。

森林資源解析

森林の材積や樹種構成などを解析する手法。

森林ゾーニング

森林が持つ公益的機能や利用目的、リスク等に応じて森林を区分し、それぞれに最適な施業・管理の方向を定める区分手法のこと。

森林浴

気軽に森に親しむ方法として、温泉浴や海水浴、日光浴になぞらえて林野庁が提唱した考え方。森林の中で過ごすことで、心身の健康に役立つ取り組み。

水源かん養

森林の持つ、雨水を蓄え、洪水を緩和し、水質を浄化するはたらきのこと。

スマート林業

林業の成長産業化のために地理空間情報や ICT を活用しようとする取り組みのこと。森林資源や地図情報のデジタル化、作業の効率化や安全性を向上させる林業機械の開発、木材の供給、需要情報のマッチング等、様々な取り組みがされている。

大径木

胸高直径が40cm以上の大きな樹木。

団塊ジュニア世代

昭和 46 (1971) 年から昭和 49 (1974) 年の第2次ベビーブームに生まれた世代のことを指す。

治山事業

山地や森林を整備・保全し、土砂災害を防ぎ、下流の人々の暮らしや自然環境を守る公共事業のこと。

天然林

自然の力で芽生え、育った森林。ほとんど人の手が入っていない森林の他に、幼木が健全に育つように、人間が保育作業を行う天然生林も含まれることがある。

バイオマス

動植物などの生物由来の資源（化石資源を除く）で、再生可能なエネルギーの原料などとして利用される。

パルプ

紙を作るために植物繊維を分離、加工した原料。木材を原料としたものは木材パルプと呼ばれる。

病害虫

樹木に病気を引き起こしたり、葉や幹を食害して森林を弱らせる原因となる病気や害虫のこと。

標準伐期齢

市が定める市町村森林整備計画に定められた、伐採の目安となる林齢のこと。主要な樹種毎に定められており、特に保安林などでは公益的機能を維持するため、標準伐期齢に満たない林齢では伐採することができない。

保育間伐

森林の健全な成長を促すために、成長が遅い木・形の悪い木・混み合っている木を早い段階で間引く間伐のこと。

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

東京都港区が実施する制度で、国産材を使用した建築物の二酸化炭素固定量を認証し、国産材利用と森林整備を促進することで地球温暖化防止に貢献する仕組み。

民有林

国が所有、管理する「国有林」以外の森林のこと。国が所有・管理する「国有林」を除いた、地方公共団体（都道府県・市町村）や民間企業、個人が所有するすべての森林を指す総称。所有主体に応じて「公有林」（自治体などによる所有）と「私有林」（企業・個人による所有）に区分される。

木育

子どもをはじめとするすべての人が『木とふれあい、木に学び、木と生きる』取組で、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

木質バイオマス発電

木質燃料を利用して発電する仕組み。

林業専用道

幹線となる林道を補完して、主に林業用トラックや重機等の通行を目的に作られる道路

林相区分

森林を樹種、林齢、疎密度、施業状況等が同一の林分ごとに区分すること。

林道

伐採木の運搬や森林管理のために森林内に設けられる主要な道路で、一般車にも利用される。

路網整備

林道や林業専用道などの道路網を整備し、伐採木の搬出効率を高める取組。

別表 公益的機能一覧

No.	機能の種類	各機能の説明	森林機能
①	水源涵養機能	森林土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和、川の流量を安定、渇水を緩和します。	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源貯留 ・水量調節と洪水緩和 ・水質浄化
②	土砂災害防止／ 土壌保全機能	森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制、樹木が根を張り巡らすことで土砂流出や表層崩壊を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・表面侵食と崩壊防止 ・土砂流出防止 ・土壌保全
③	保健／ レクリエーション機能	安らぎや癒しの空間、行楽やスポーツの場を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・保養、療養 ・レクリエーション
④	快適環境形成機能	森林は蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、大気浄化、防風や防音により、快適な環境を形成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・気候緩和 ・大気浄化 ・快適生活環境形成
⑤	文化機能	森林の景観等を通じて、歴史、文化、学術等の振興、日本人の自然観の形成に寄与、森林環境教育や体験学習の場を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観、風致 ・学習、教育 ・芸術、宗教、祭礼 ・伝統文化、多様性
⑥	生物多様性保全機能	野生動植物の生息・生育の場を提供し、遺伝子や生物種、生態系を保全します。	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全 ・遺伝子保全 ・生物種保全 ・生態系保全
⑦	地球環境保全機能	二酸化炭素の吸収や蒸発散作用により、地球規模で自然環境を調節します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の緩和 ・気候システム安定化
⑧	木材等生産機能	森林は環境に優しい資材である木材の生産の他、各種の抽出成分、キノコ等を安定的かつ効率的に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・木材 ・食糧、薬品 ・工業原料、工芸材料

令和 8 年（2026 年） 3 月

発行：湯沢市

編集：湯沢市産業振興部農林課

住所：〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町 1 番 1 号

※表紙の一部に生成 AI により作成した画像を使用しています。